

第2期 刈谷市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

刈谷市

は じ め に

市長写真

市長あいさつ文

令和2年3月

刈谷市長 稲垣 武

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計からみる刈谷市の状況	3
2 ニーズ調査の結果と分析	9
3 第1期計画の主な事業の評価	22
4 子ども・子育ての課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本的視点	35
3 基本目標	37
4 施策体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 地域における子ども・子育て支援	39
1-1 多様な子ども・子育て支援サービスの提供	39
1-2 幼児教育・保育の充実	40
1-3 児童館運営の充実	41
1-4 交流と子育てネットワークづくりの充実	42
1-5 子育てサービス利用者支援体制の構築	44
基本目標2 仕事と子育ての両立支援	45
2-1 多様な保育サービスの充実	45
2-2 放課後児童クラブの充実	46
2-3 男女が協力して行う子育ての推進	47
基本目標3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	48
3-1 妊娠・出産への支援	48
3-2 子どもの成長・発達への支援	49
3-3 小児医療体制の充実	50

基本目標4	支援が必要な子ども・家庭への支援	51
4-1	障害のある子どもへの支援	51
4-2	児童虐待防止対策の充実	53
4-3	ひとり親家庭への支援	53
4-4	配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援	54
4-5	経済的負担の軽減	55
基本目標5	子どもがのびのびと育つ教育環境づくり	56
5-1	生きる力を育てる学校教育の推進	56
5-2	子どもに寄り添った支援の充実	57
5-3	開かれた学校づくりの推進	57
5-4	地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり	58
基本目標6	子どもにやさしいまちづくり	59
6-1	子育てを支援する都市環境の整備	59
6-2	安全・安心なまちづくり	59
6-3	遊び場の確保	60
第5章	量の見込みと確保の方策	61
1	教育・保育提供区域の設定	61
2	量の見込みと確保の内容	61
3	教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保	71
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の方策	72
第6章	計画の推進体制	73
1	計画の推進に向けて	73
2	家庭・地域・事業所等の役割	74
資料編		75
1	策定経過	75
2	刈谷市子ども・子育て会議	76
3	用語解説	79

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国において、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。

その後、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市においては、これまで「刈谷市エンゼルプラン」（平成13年3月策定）、「刈谷市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成17年3月策定）、「刈谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年3月策定）、「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

平成30年度に実施した市民ニーズ調査の結果では、子育て家庭の母親の就労率が5年前に比べて上がっており、就労意欲も高くなっています。教育・保育サービスの充実を求める声も高いものであったことから、地域における子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



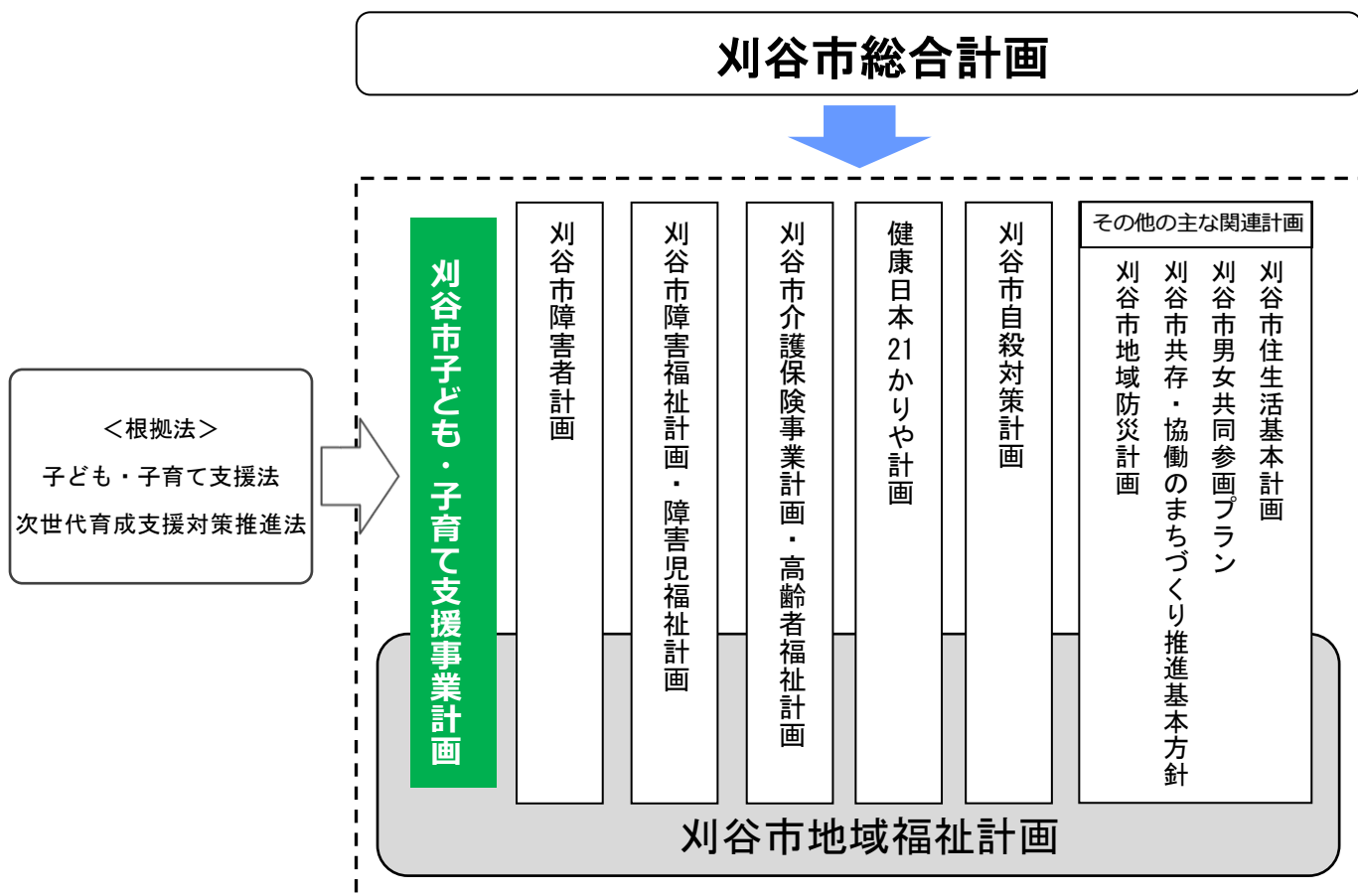
刈谷駅南口周辺

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめたもので、この計画に基づき各種事業を実施します。

また、子ども・子育て支援法と併せて、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っており、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置づけることにより、幅広く本市の子ども・子育てのための施策を推進していきます。

なお、市の最上位計画である「刈谷市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第 1 期子ども・子育て支援事業計画									
					第 2 期子ども・子育て支援事業計画				

2章 子ども・子育てを取り巻く現状

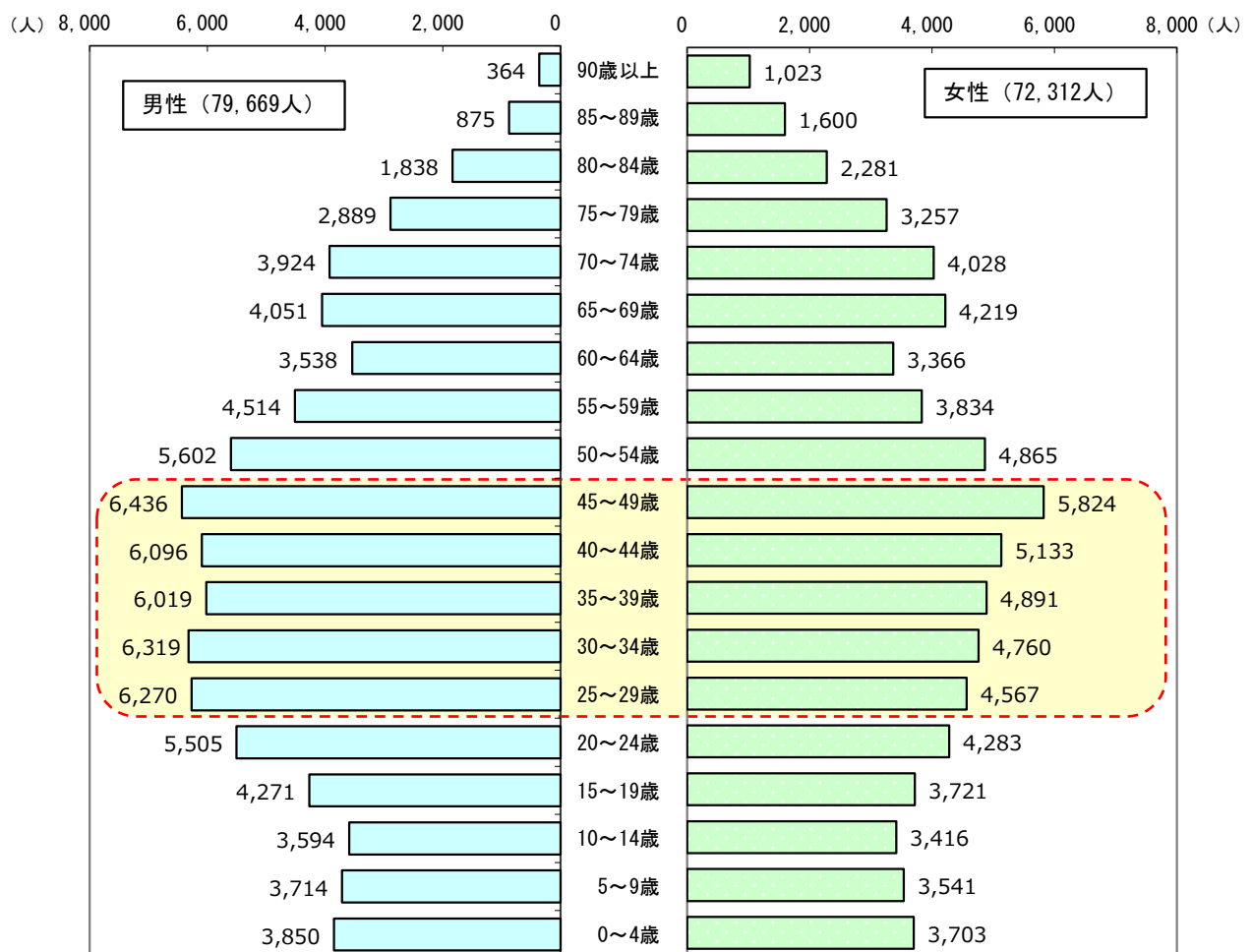
1 統計からみる刈谷市の状況

(1) 人口の状況

平成 31 年 4 月 1 日時点の人口は、男女とも 25 歳から 49 歳までの子育て世代に当たる人口が多くなっています。

また、年少人口については、5～9 歳、10～14 歳に比べて、0～4 歳の方が多くなっています。

図表 1 5 歳階級別人口

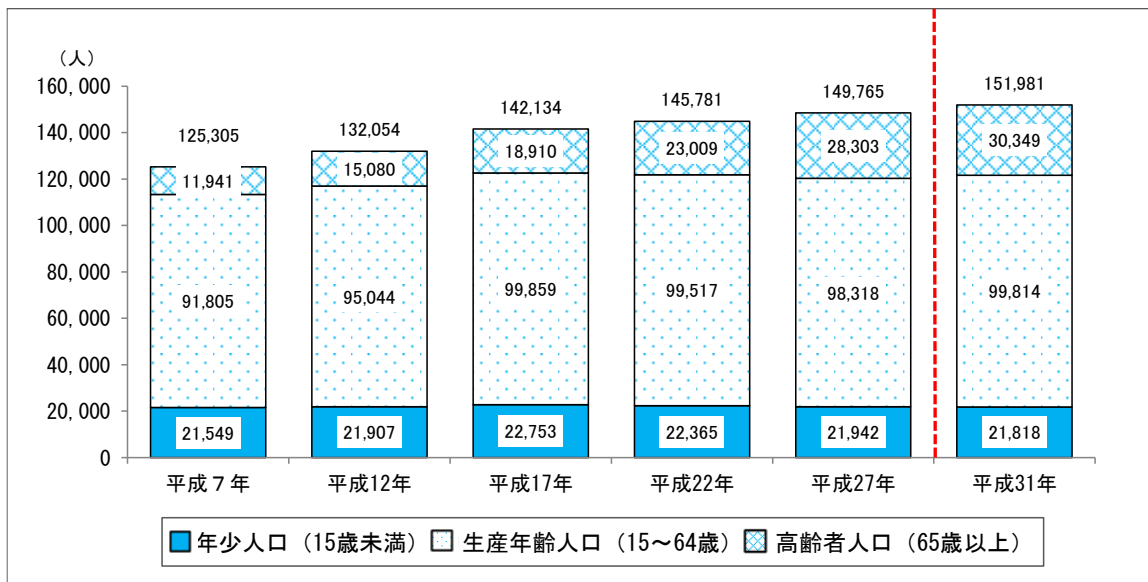


資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日現在）

人口全体としては、緩やかな増加傾向にあり、平成 31 年 4 月 1 日現在では 151,981 人となっています。

年齢 3 区分人口は、年少人口（15 歳未満）と平成 17 年以降の生産年齢人口（15～64 歳）はほぼ横ばい状態ですが、高齢者人口（65 歳以上）は増加し続けています。

図表 2 年齢 3 区分人口の推移

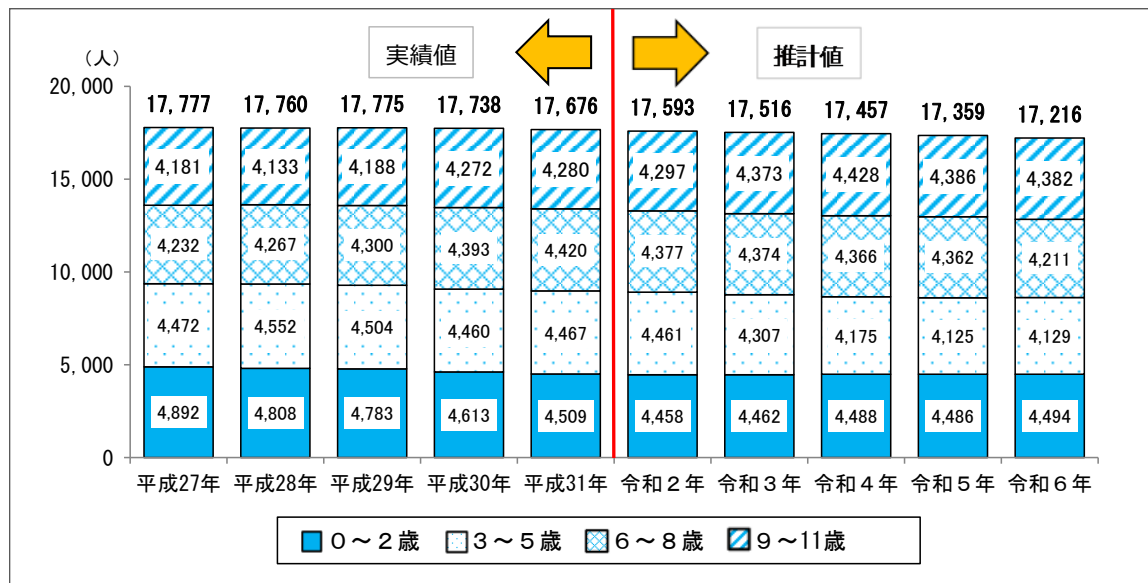


※年齢不詳者がいるため年齢 3 区分人口の合計と総数は一致しません。

資料：平成 27 年までは国勢調査（各年 10 月 1 日）、平成 31 年は住民基本台帳（4 月 1 日）

児童人口（0～11 歳）は、今後緩やかな減少傾向で推移していくものと見込まれます。

図表 3 児童人口の推移



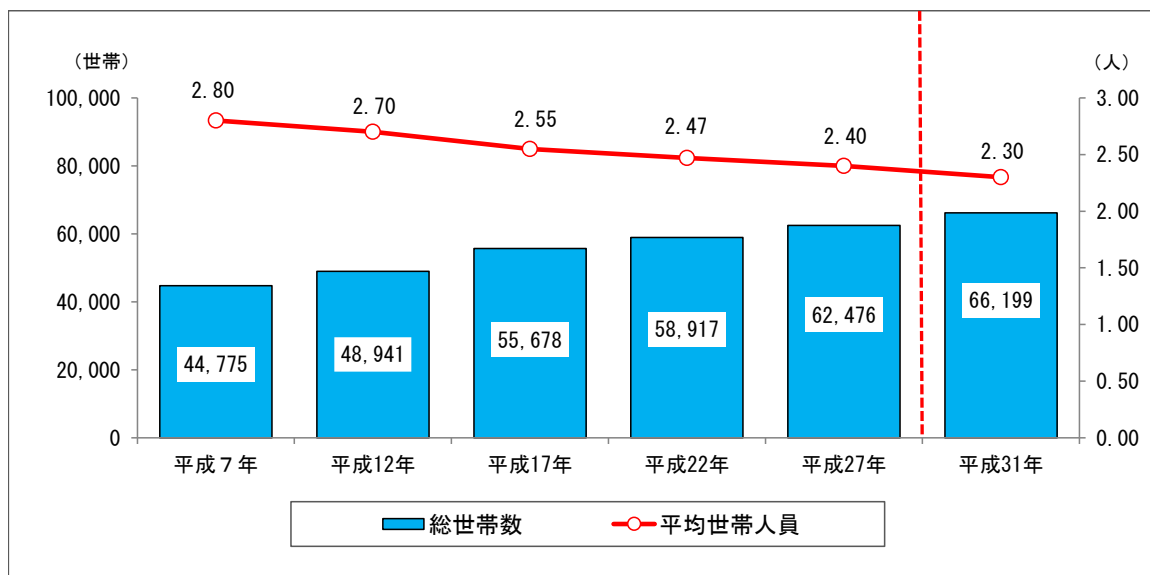
資料：実績値は、住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）、推計値は、コーホート要因法^{※1}により算出

※1 ここでの「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを差し、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という 2 つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

(2) 世帯の状況

世帯数は増加傾向を示しており、平成31年4月1日現在では66,199世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、平均世帯人員が平成31年では2.30人となっています。

図表4 世帯数、平均世帯人員の推移



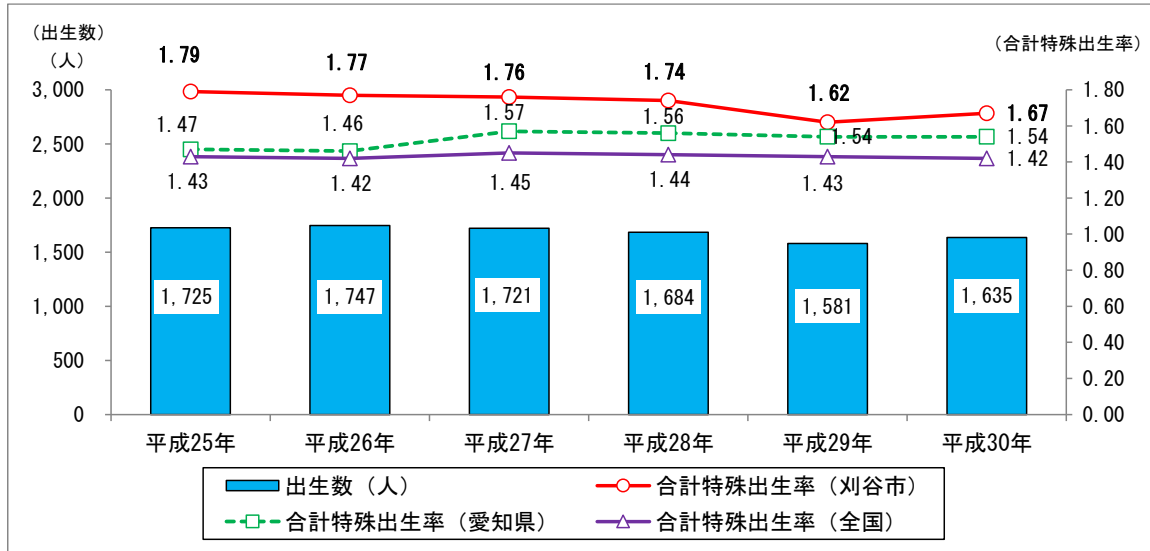
資料：「国勢調査」（平成27年までは各年10月1日）、平成31年は住民基本台帳（4月1日）



(3) 出生の状況

平成 26 年からの出生数の推移をみると、平成 29 年にかけては減少傾向にあったものの、平成 30 年では増加しており、1,635 人となっています。また、合計特殊出生率^{※2}をみると、本市は全国及び愛知県よりも高い水準で推移しています。出生数と同様、平成 29 年にかけては減少傾向にあったものの、平成 30 年では増加しており、1.67 となっています。

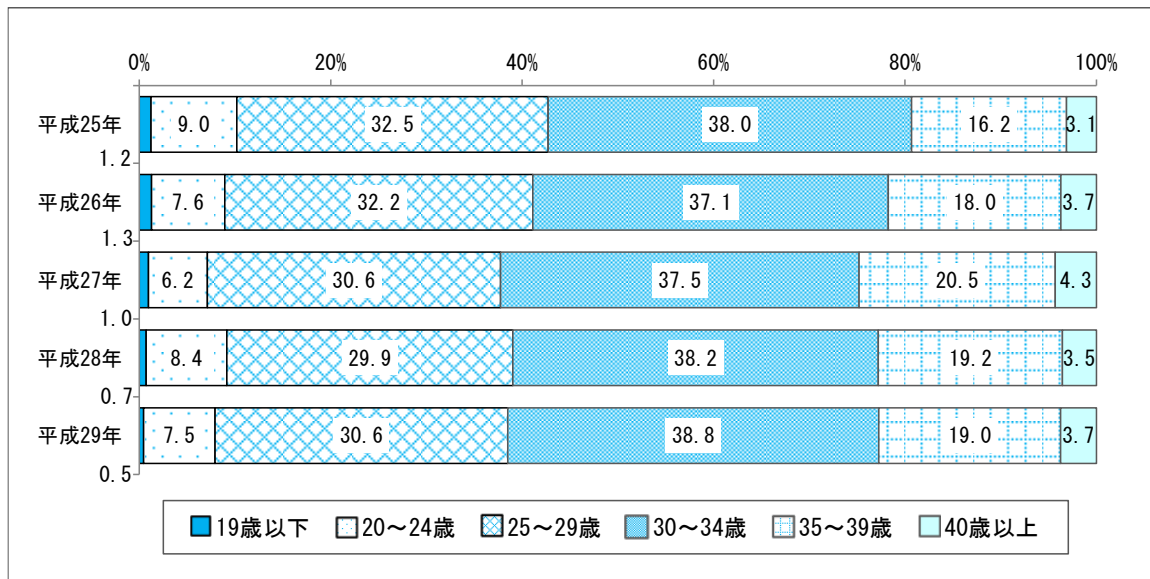
図表 5 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：「愛知県衛生年報」、刈谷市（各年 10 月 1 日）、「刈谷の統計」

母親の年齢別出生割合の推移をみると、晩婚化等の影響により 29 歳以下が減少傾向にあるのに対し、30 歳以上は増加傾向にあります。

図表 6 母親の年齢別出生割合の推移



資料：「愛知県衛生年報」（各年 10 月 1 日）

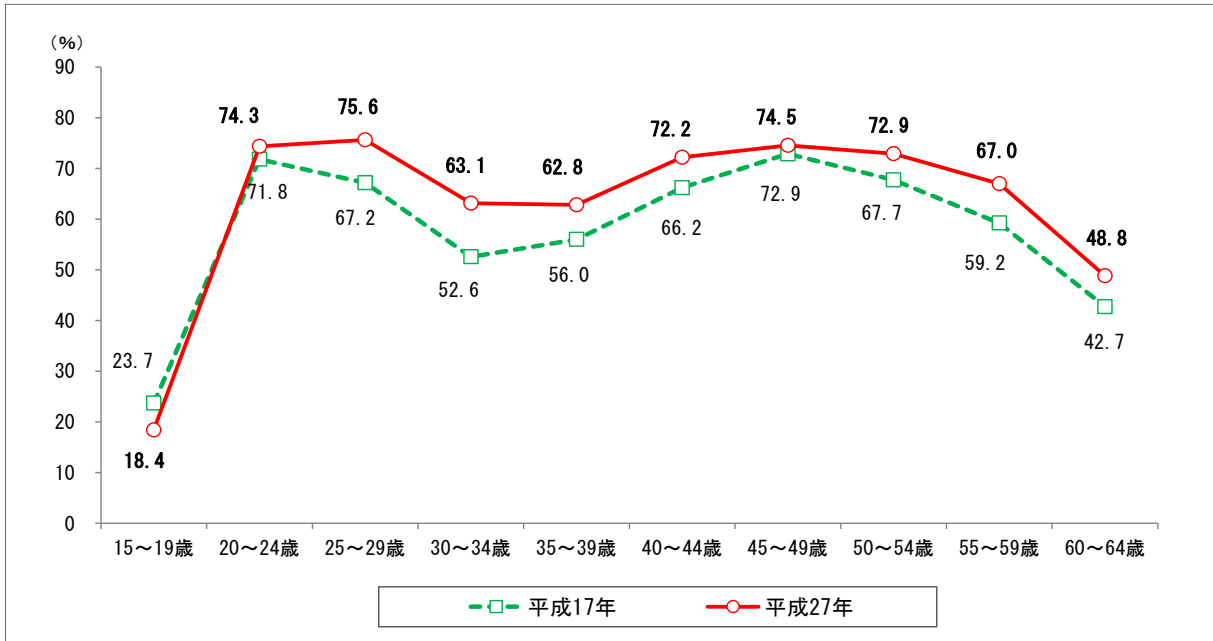
※2 その年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値です。

(4) 女性の就労等の状況

女性の年齢別の労働力率をみると、結婚から子育て期に当たる年代である30～39歳の労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、平成27年は平成17年に比べてM字カーブを示す谷の部分が緩やかになっており、この年代の労働力率の上昇が目立つとともに、ほとんどの年齢区分で働く女性の割合が増加しています。

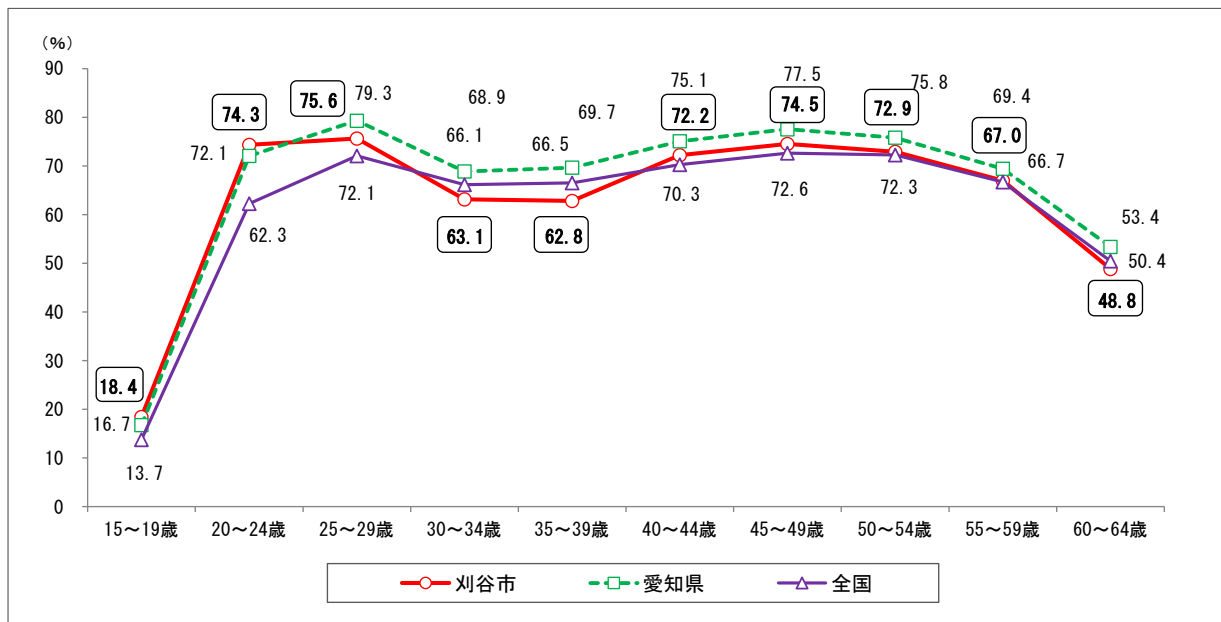
また、女性の労働力率を全国や愛知県と比較すると、30～39歳の労働力率が低いことがわかります。

図表7 女性の年齢別労働力率の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

図表8 全国や愛知県と女性の年齢別労働力率の比較（□は刈谷市）



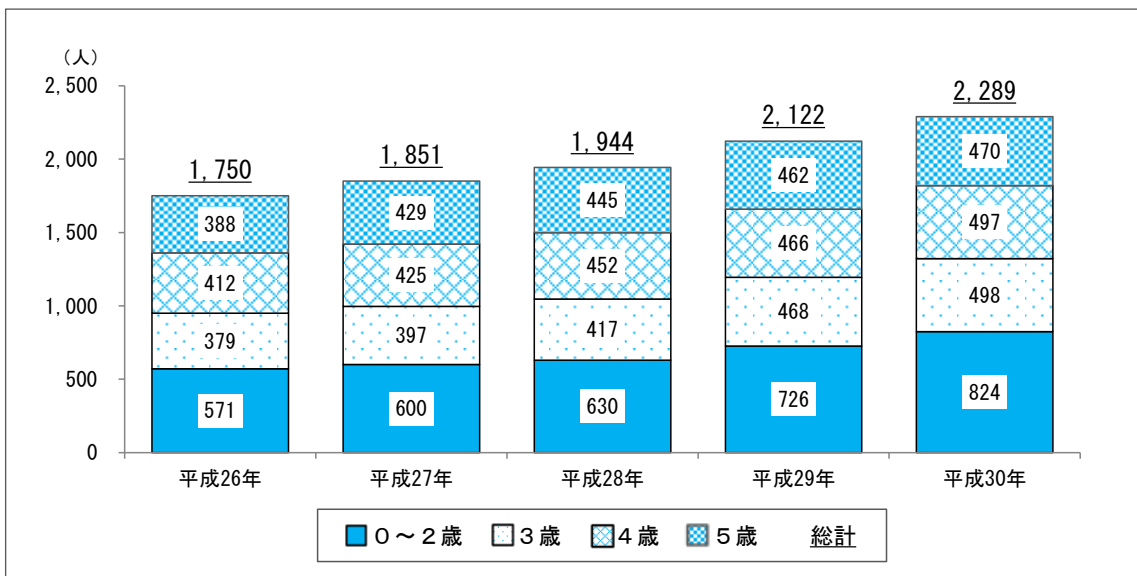
資料：「国勢調査」（平成27年10月1日）

(5) 保育園・幼稚園の状況

保育園・幼稚園の入園状況をみると、保育園の入園者数は年々増加傾向にあり、平成30年では2,289人と平成26年に比べて約1.3倍に増加しており、特に0～2歳の入園者数の増加が目立ちます。一方で、幼稚園の入園者数は平成28年以降減少傾向にあり、平成30年には2,559人となっています。

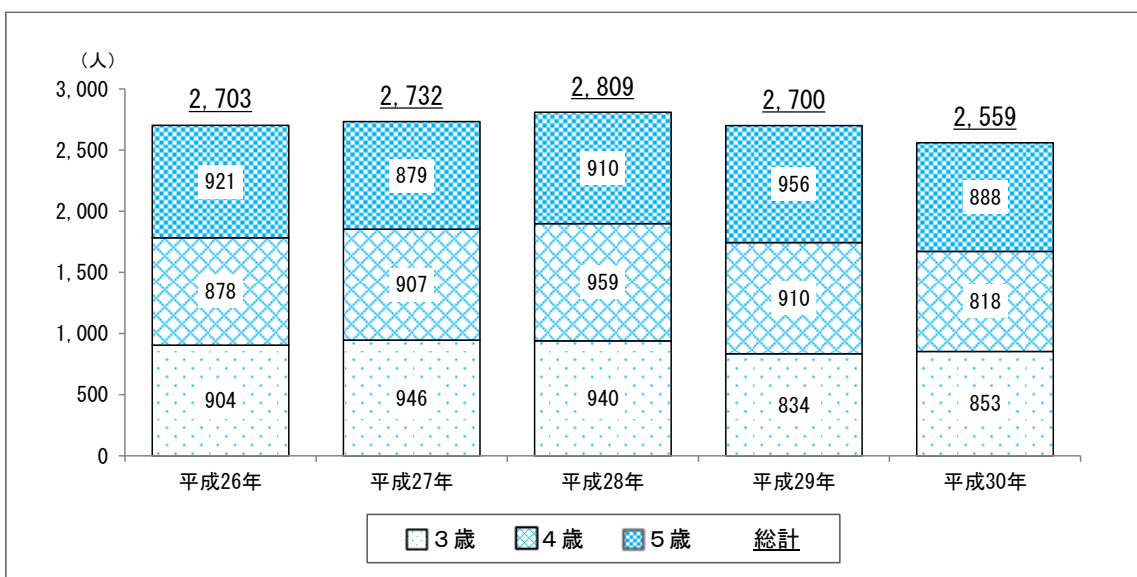
核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、今後も保育園の利用ニーズ、特に0～2歳の保育ニーズが高まることが予測されるため、需要を把握しながら効果的かつ計画的な整備を行う必要があります。

図表 9 保育園の入園状況



資料：「刈谷の統計」（各年4月1日）

図表 10 幼稚園の入園状況



資料：「刈谷の統計」（各年5月1日）

2 ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査概要

本計画策定に当たる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■ 調査の実施概要

	今回調査
①調査地域	刈谷市全域
②調査対象者	・刈谷市内在住の「就学前児童」の保護者 ・刈谷市内在住の「小学生（1～3年生）児童」の保護者
③標本数	・就学前児童の保護者：2,000名 ・小学生児童の保護者：1,000名
④標本抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
⑤調査期間	平成30年11月9日～11月30日
⑥調査方法	郵送による配布・回収

■ 回収状況

	配布数	回収数	回収率
今回調査	3,000	2,076	69.2%
就学前児童保護者	2,000	1,377	68.9%
小学生児童保護者	1,000	699	69.9%
前回調査	3,000	1,828	60.9%
就学前児童保護者	2,000	1,202	60.1%
小学生児童保護者	1,000	626	62.6%

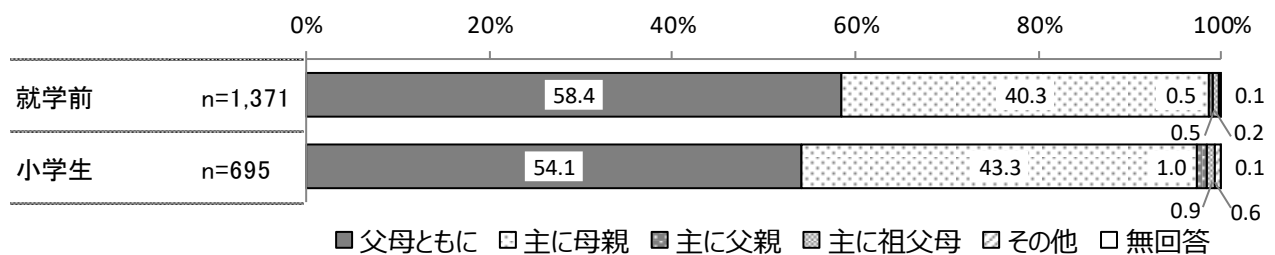
(2) 調査結果

① 家族の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

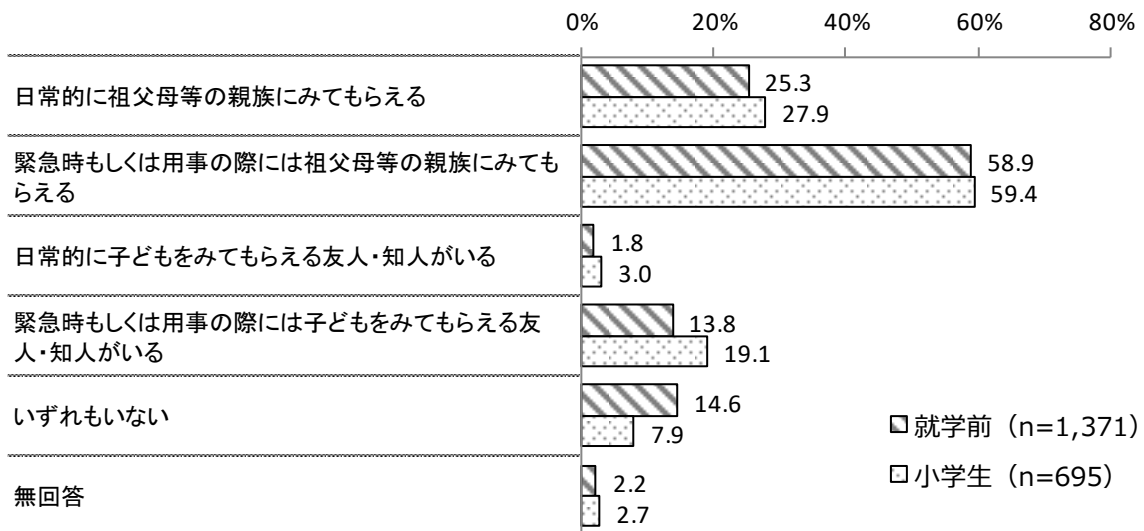
子育て（教育を含む）を主に行っている人についてみると、就学前・小学生ともに「父母ともに」が半数以上と最も多く、次いで「主に母親」がともに4割程度となっています。

また、就学前・小学生ともに、子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割となっており、祖父母等の親族を始め何らかの支援が受けられる状況にある人が多い結果となっています。その一方で、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」との回答も1割程度みられます。

図表 11 子育てや教育を主に行っている方



図表 12 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



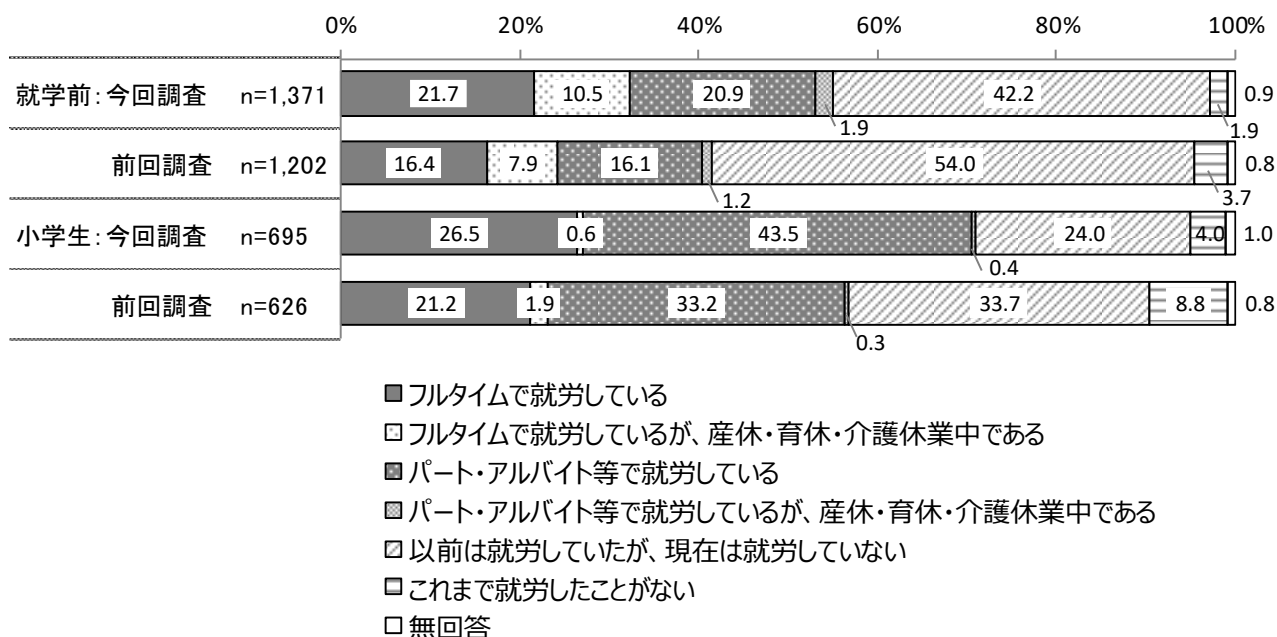
※ n : アンケートの有効回収数

② 母親の就労状況について

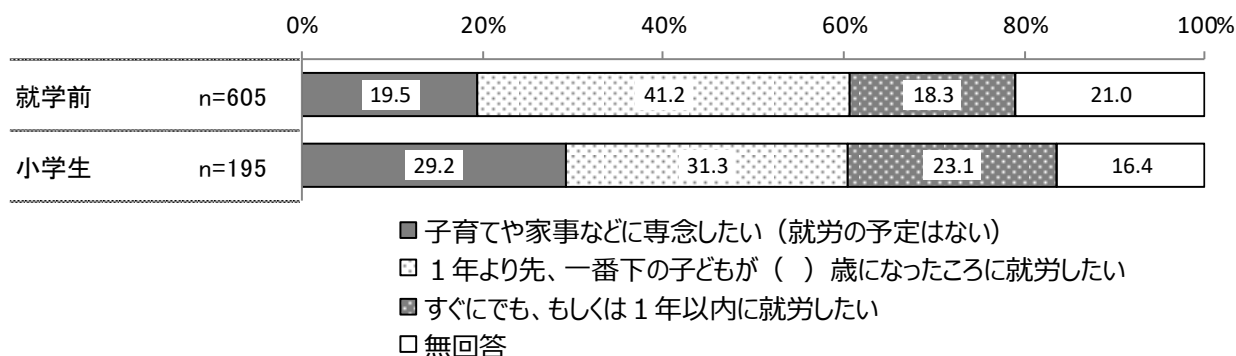
母親の就労状況についてみると、産前産後休暇（以下「産休」という）・育児休業（以下「育休」という）・介護休業中も含め母親が就労している（フルタイム・パート・アルバイト等）割合は、就学前で 55.0%、小学生で 71.0%となっています。前回調査では、就学前で 41.6%、小学生で 56.6%となっており、就労している母親が増えています。

現在未就労である母親のうち、今後就労希望がある割合は、就学前、小学生いずれも 5 割以上となっており、1 年以内の就労を希望する母親の就労形態は、ほとんどが「パートタイム、アルバイト等」で週 3～4 日、1 日 4～5 時間の就労を希望しています。

図表 13 母親の就労状況 前回調査との比較

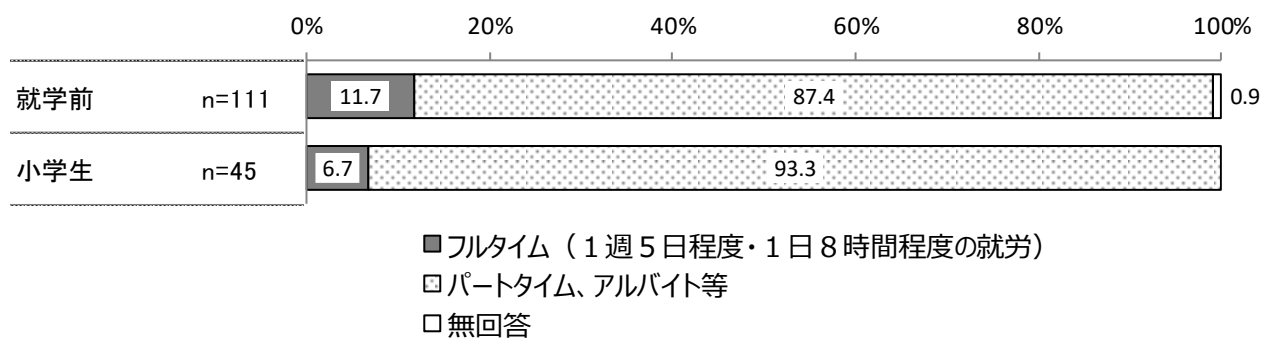


図表 14 今後の就労希望（母親）

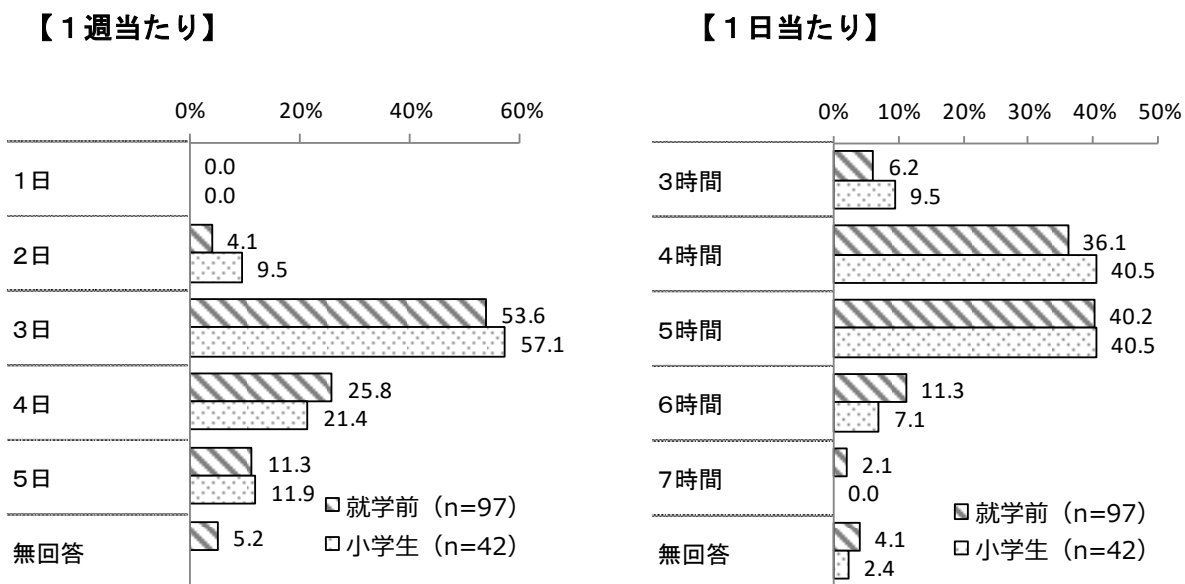


※母親の希望する就労時期の一番下の子どもの年齢は、就学前では、「3 歳」（31.7%）、「4 歳」（16.9%）、「7 歳」（14.9%）、「6 歳」（13.3%）の順となっており、小学生では、「10 歳以上」（26.2%）、「7 歳」（18.0%）、「3 歳・6 歳」（13.1%）の順となっています。

図表 15 希望する就労形態（母親）



図表 16 希望する就労日数・時間（母親）



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

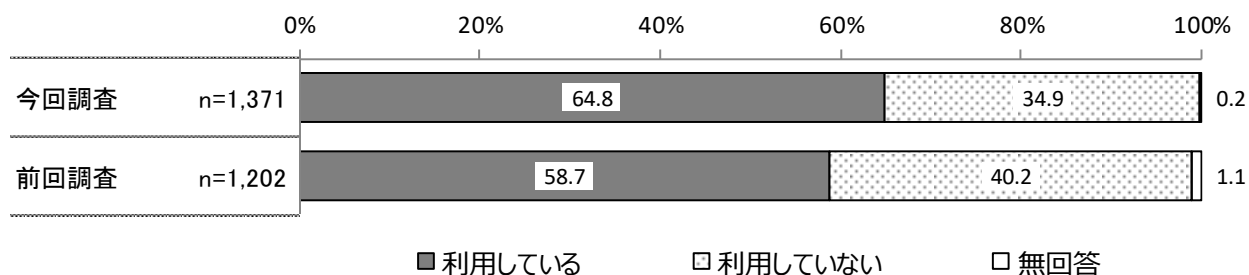
就学前の定期的な教育・保育事業の利用についてみると、全体の 64.8%が「利用している」と回答しています。前回調査の 58.7%よりも 6.1 ポイント増加しており、今後も母親の就労が増加すると、教育・保育事業の利用も増えていくことが予想されます。

現在利用している教育・保育事業としては、「幼稚園」(40.7%)、「認可保育所」(40.2%)が多くなっています。また、利用したいと考える教育・保育事業についても、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(49.6%)と「認可保育所」(48.5%)、「幼稚園」(41.8%)が多くなっています。

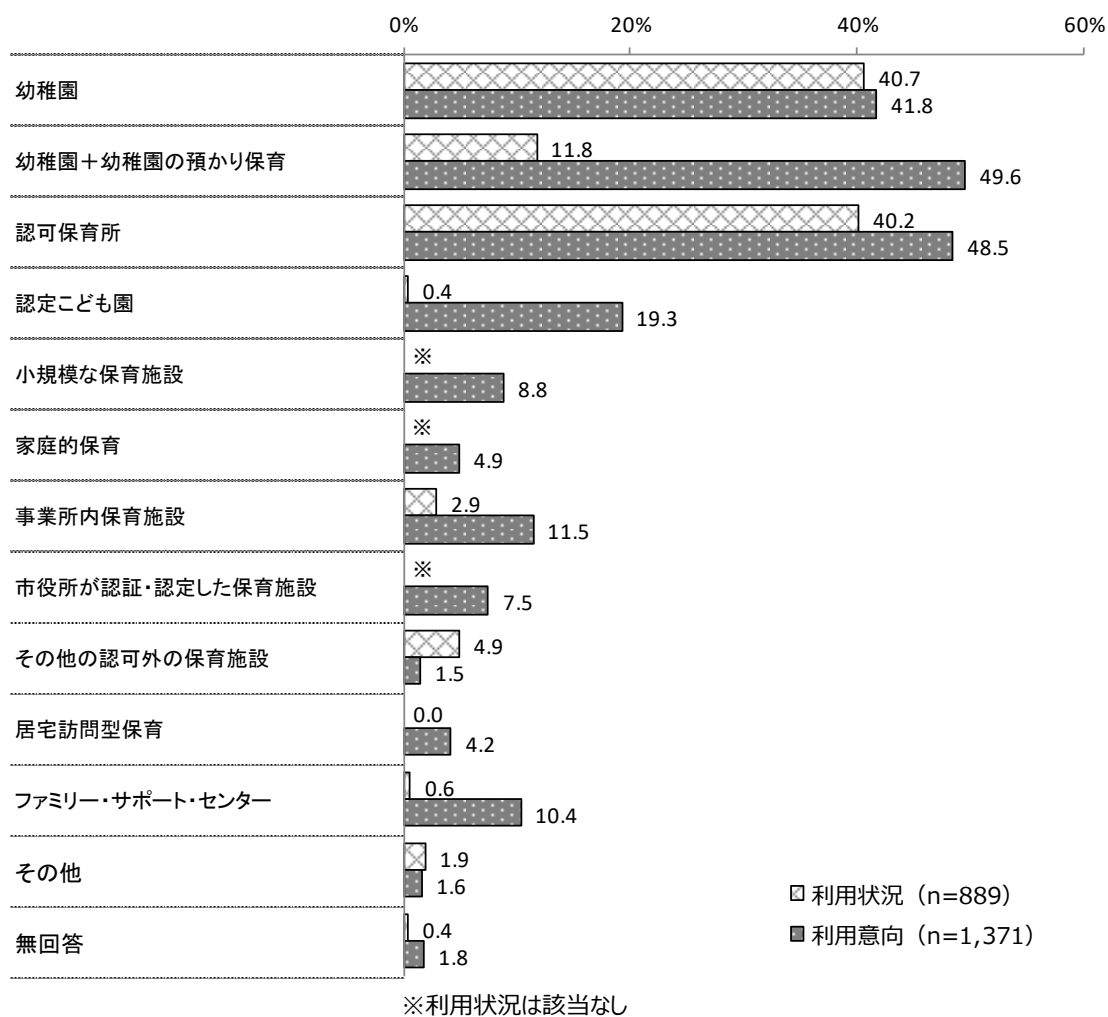
現在教育・保育事業を利用していない理由として、「母親か父親が就労していない等の理由で利用する必要がない」が 60.8%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため」が 35.9%、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」が 17.3%となっています。

利用希望を持っている人が一定程度いることや、母親の就労増加の状況を踏まえると、今後も教育・保育事業のニーズは高まるものと考えられ、それに応じた教育・保育事業の充実が求められます。

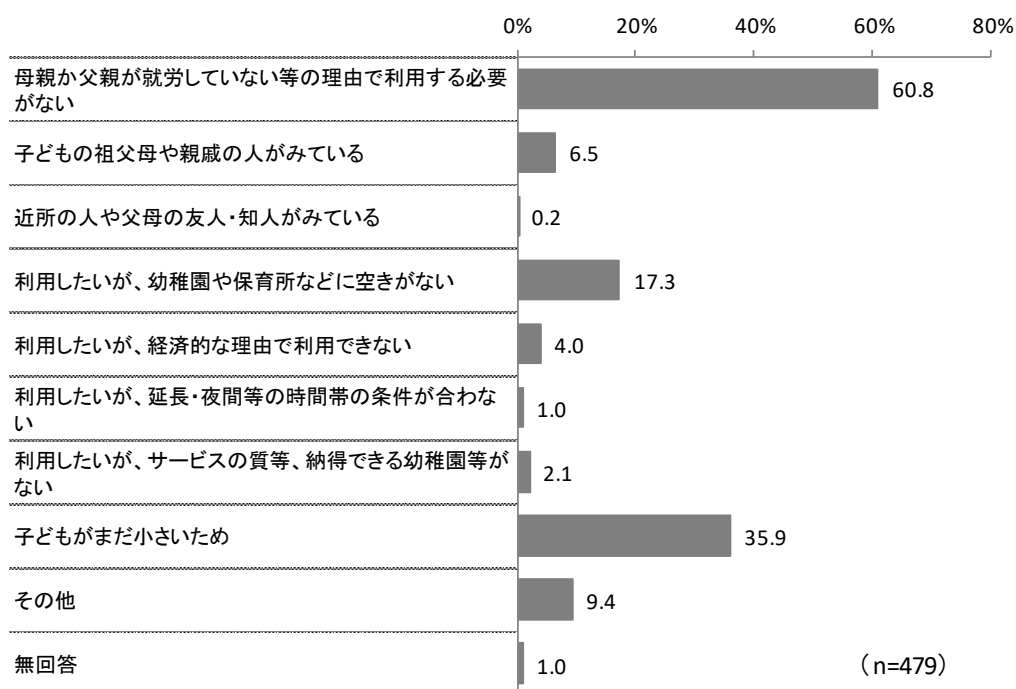
図表 17 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前） 前回調査との比較



図表 18 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望（就学前）



図表 19 定期的な教育・保育事業を利用していない理由（就学前）

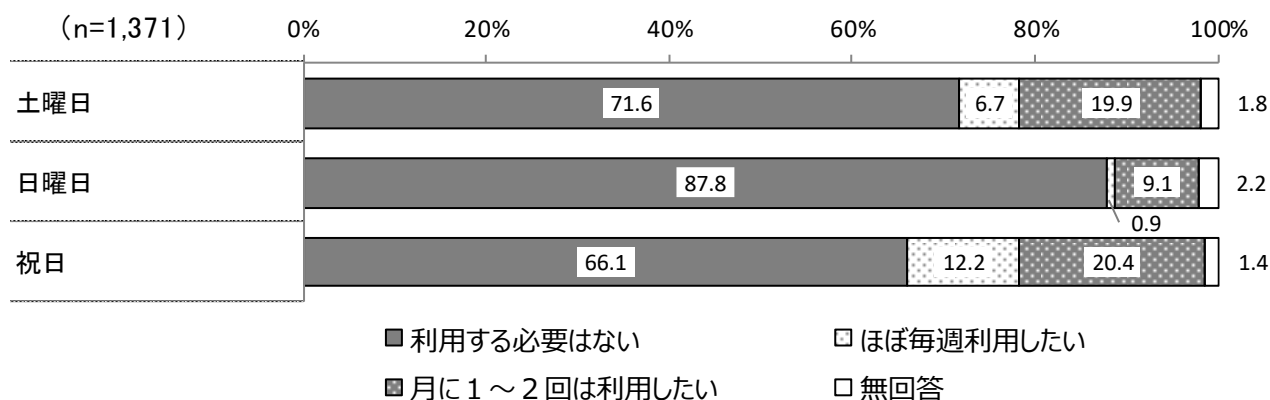


④ 土曜・休日や長期休業期間中の教育・保育事業の利用について

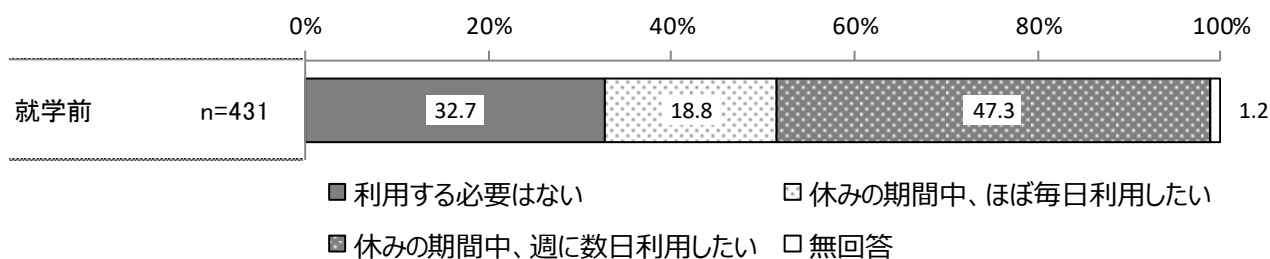
就学前の土曜・休日の教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」との回答が土曜日で6.7%、日曜日で0.9%、祝日で12.2%となっています。

また、幼稚園利用者の、夏休み・冬休みなどの長期休業期間中の教育・保育事業の利用については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が47.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が18.8%と、合わせて6割以上が利用を希望しています。

図表 20 土曜日、日曜日、祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前）



図表 21 長期休業期間中の教育・保育事業の利用希望（就学前）



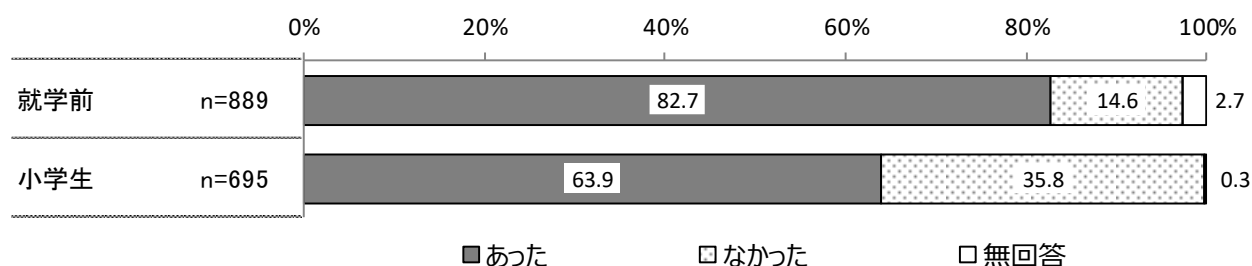
⑤ 子どもが病気の際の対応について

就学前では 82.7%、小学生では 63.9%の人が、子どもが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかったことや、学校を休まなければならなかった状況が「あった」と回答しており、その際の対応については、就学前・小学生ともに「母親が休んだ」と回答した人が最も多くなっています。

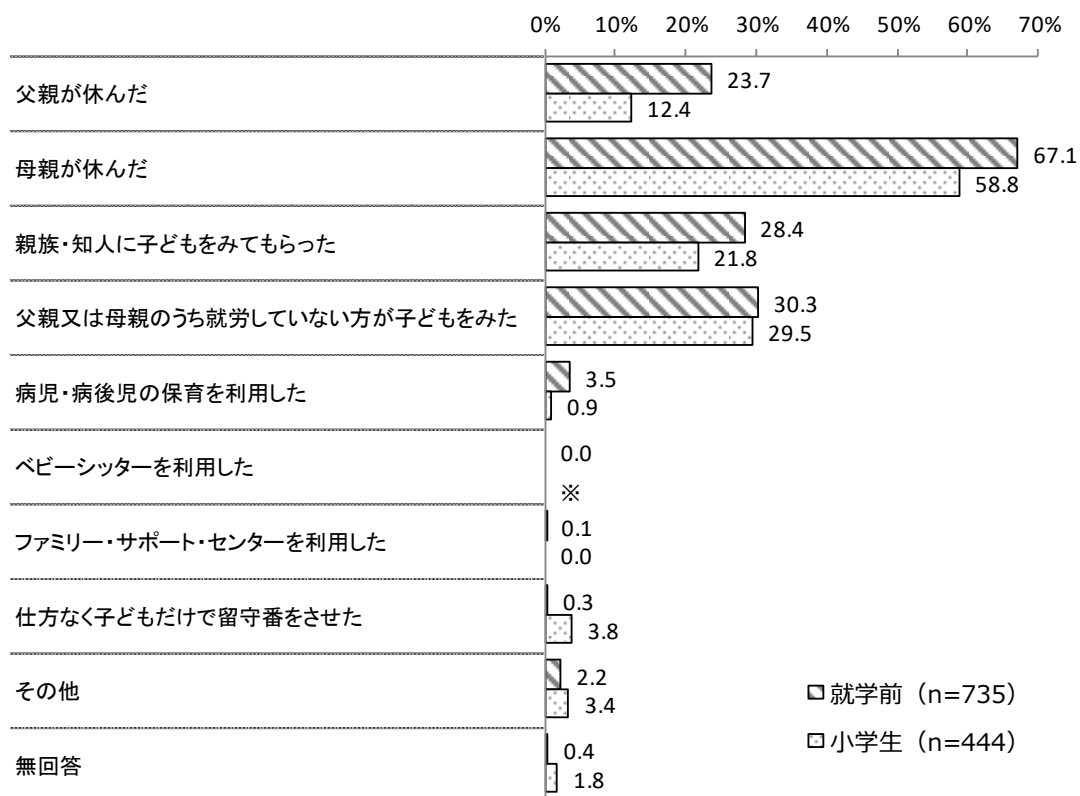
子どもが病気やケガの際の対応として父親や母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は、就学前で 34.4%、小学生で 9.3%となっており、小学生よりも就学前で利用希望が高くなっています。

一方、「利用したいとは思わない」は、就学前・小学生ともに 6 割以上となっており、その理由の主なものは「親が仕事を休んで対応する」と「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」となっています。

図表 22 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無

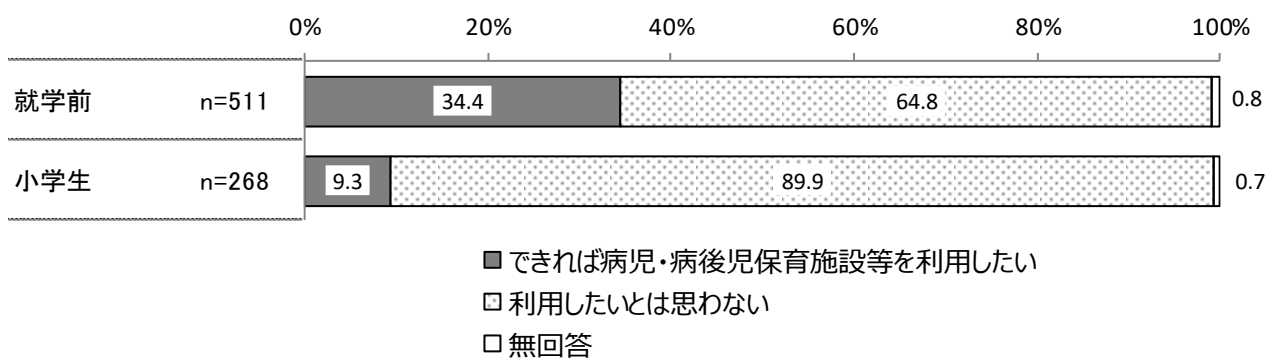


図表 23 教育・保育事業が利用できなかった時の対応

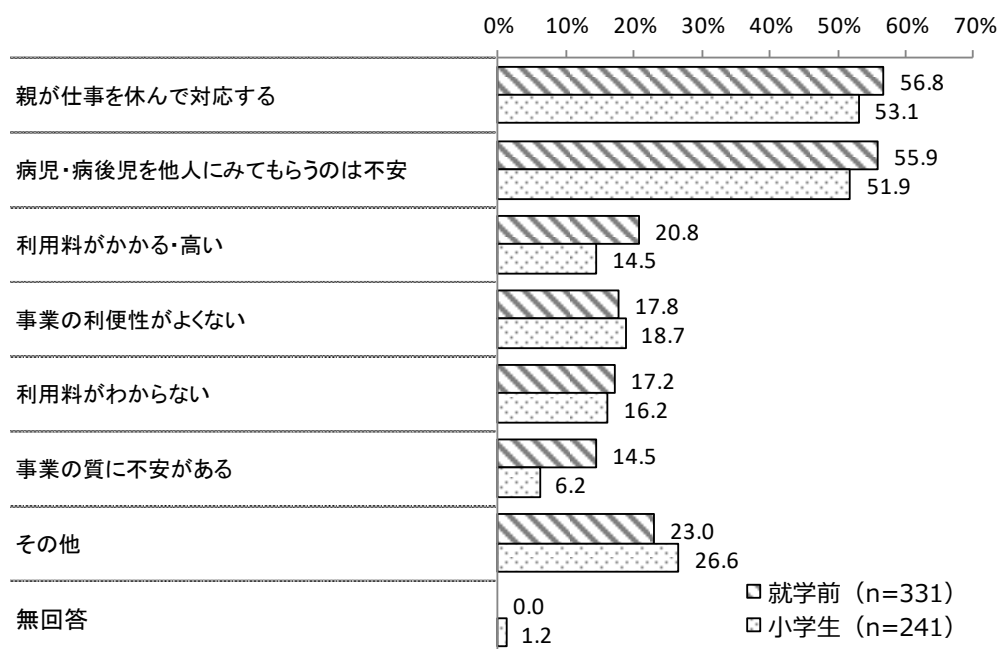


※小学生該当なし

図表 24 病児・病後児保育施設等の利用希望



図表 25 病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由

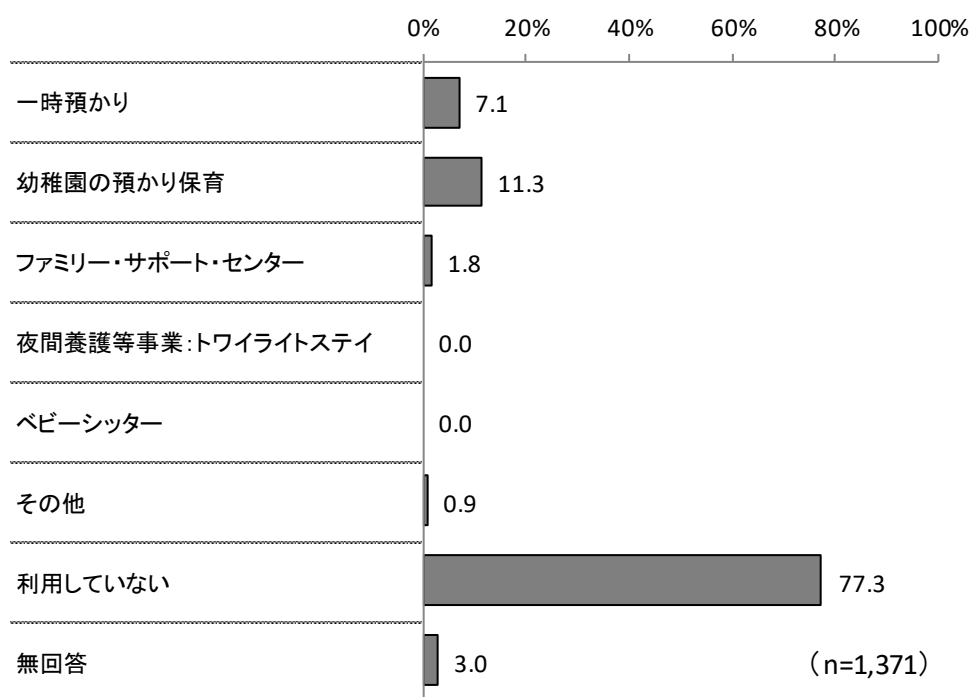


⑥ 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

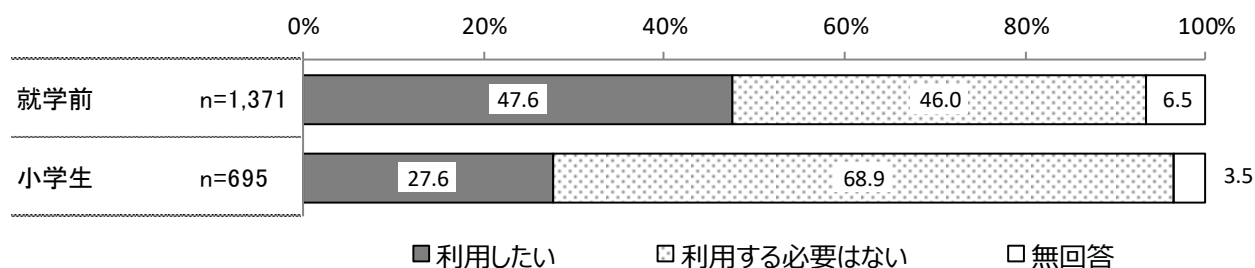
就学前について、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的でその都度利用している事業については、77.3%が「利用していない」と回答しています。

このような不定期な事業の利用希望については、「利用する必要はない」が就学前で46.0%、小学生で68.9%となっています。一方、「利用したい」は就学前で47.6%、小学生で27.6%となっており、就学前で利用希望が高くなっています。

図表 26 不定期に利用している一時預かり等の事業（就学前）



図表 27 不定期な一時預かり等の事業利用の希望

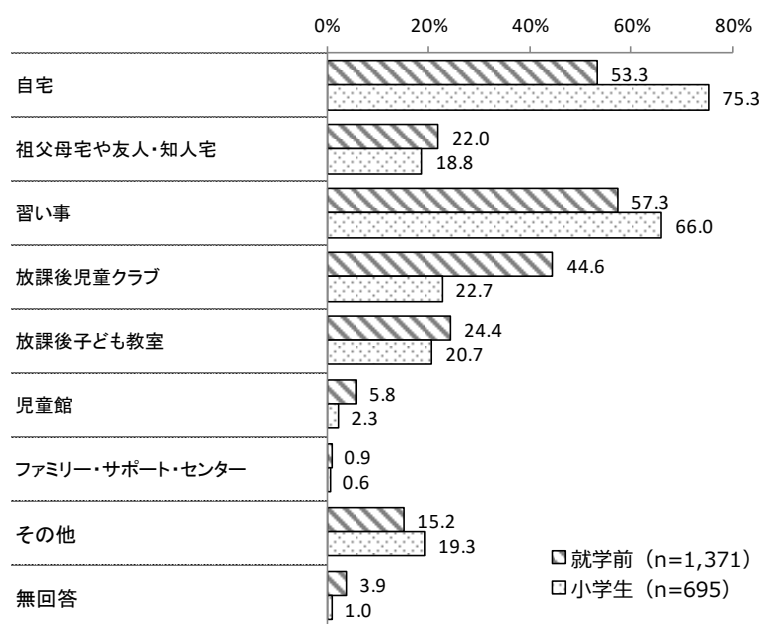


⑦ 放課後の過ごし方について

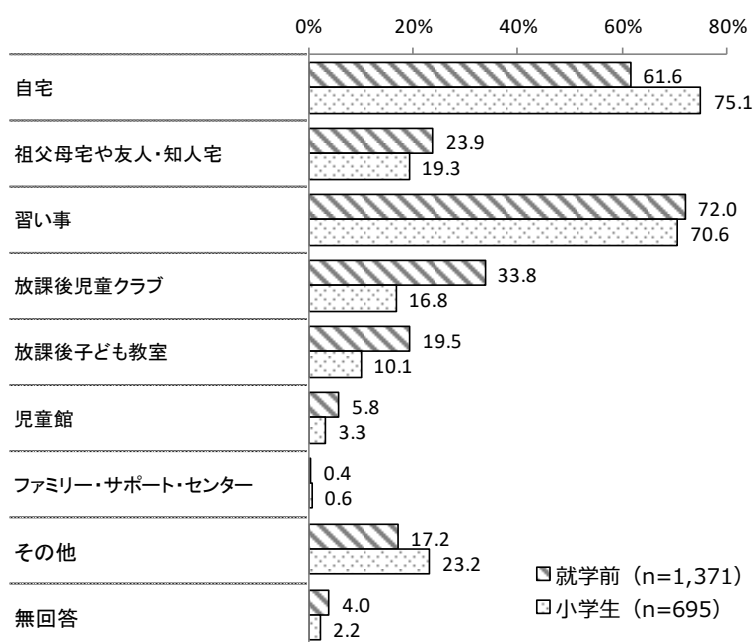
小学校低学年の時期で希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」（就学前：53.3%、小学生：75.3%）や「習い事」（就学前：57.3%、小学生：66.0%）が多く、次いで「放課後児童クラブ」（就学前：44.6%、小学生：22.7%）となっています。

小学校高学年の時期で希望する放課後の過ごし方についても、就学前・小学生ともに「自宅」と「習い事」が多くなっています。一方、放課後児童クラブの利用希望をみると、就学前で33.8%、小学生で16.8%が利用したいと回答しており、就学前に比べて小学生の利用希望は低くなっています。

図表 28 小学校低学年の放課後の過ごし方



図表 29 小学校高学年の放課後の過ごし方

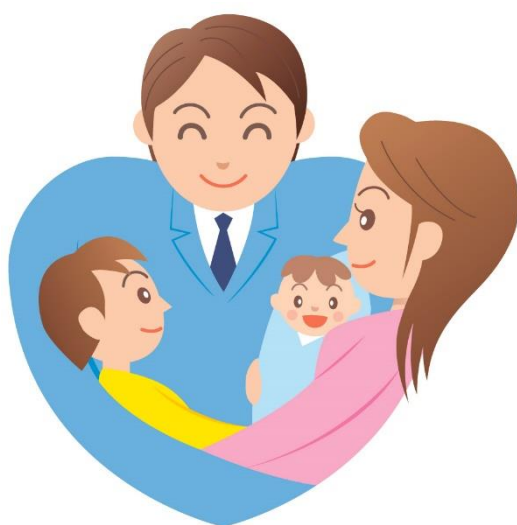
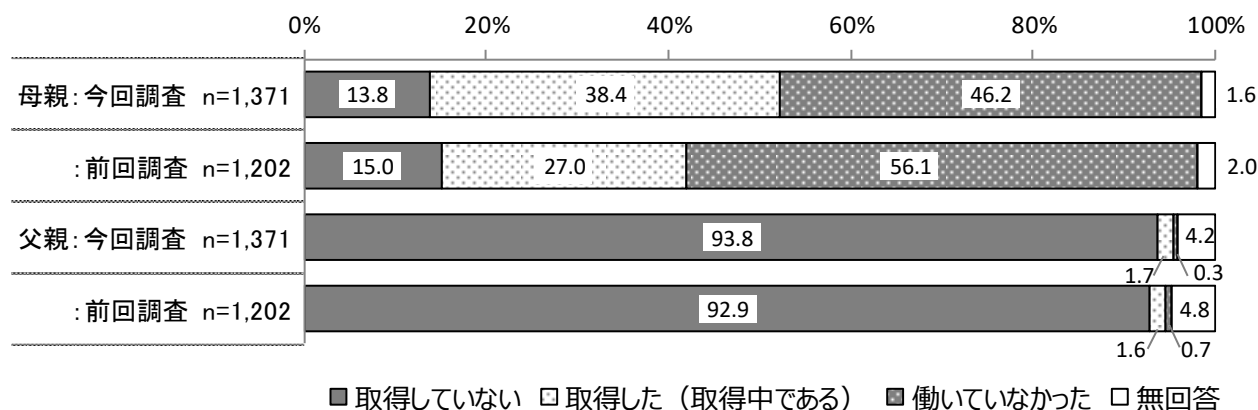


⑧ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

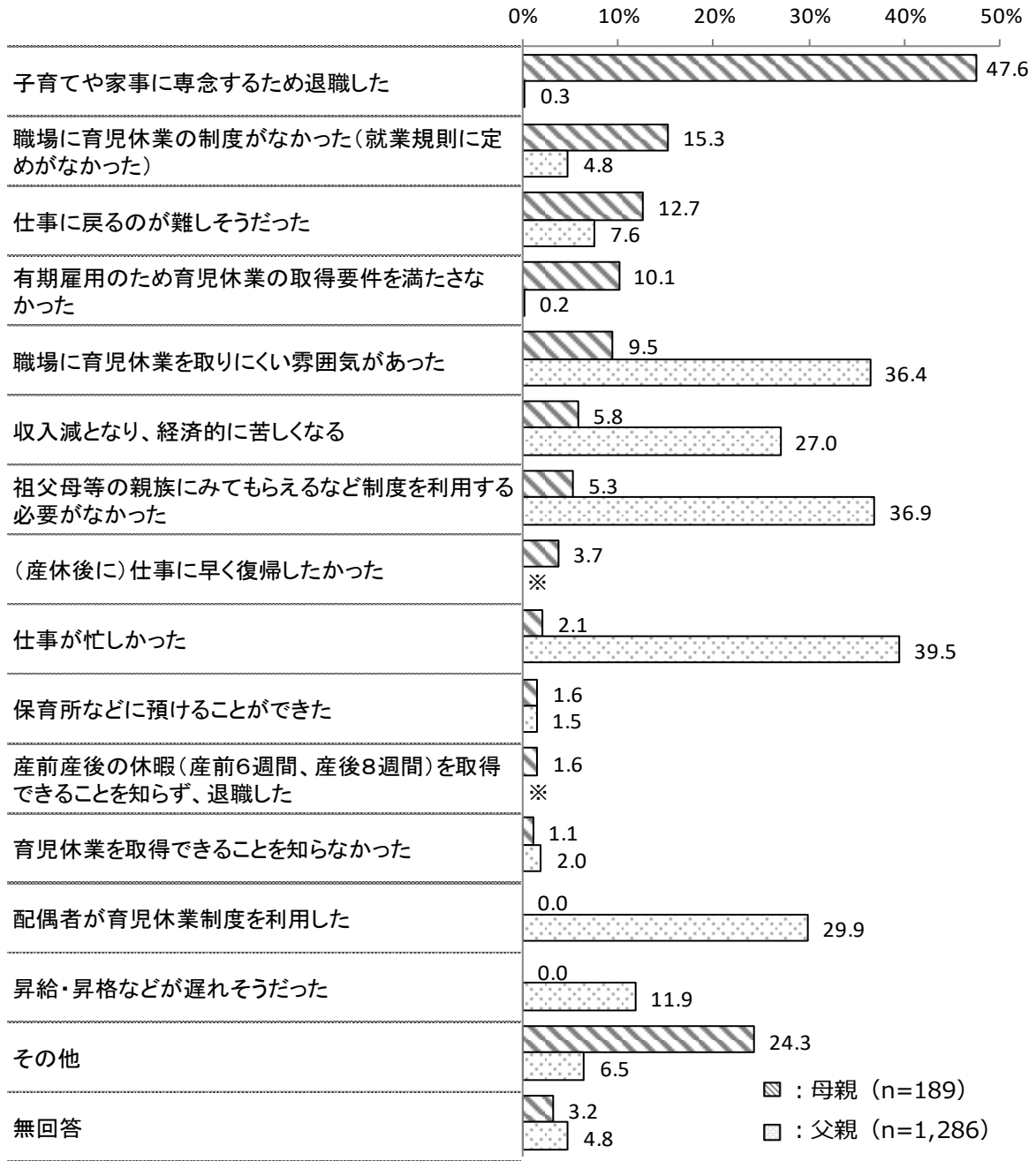
就学前について、育児休業の取得状況をみると、母親では「取得していない」が13.8%であるのに対し、父親では93.8%と育児休業を利用している人がほとんどみられませんでした。その理由としては、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が47.6%と最も多く、父親では「仕事が忙しかった」が39.5%、「祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」が36.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.4%と多くなっており、男性の育児休業取得の難しさがうかがえます。

また、職場復帰時の短時間勤務制度の利用については、母親では「利用した」が52.5%と最も多くなっています。前述の通り、共働き世帯や就労を希望する母親が多いことから、子育てをしながら就労を継続できる環境づくりや、子育てと仕事の両立を支援する取組みが、より一層求められます。

図表 30 育児休業取得の有無（就学前）

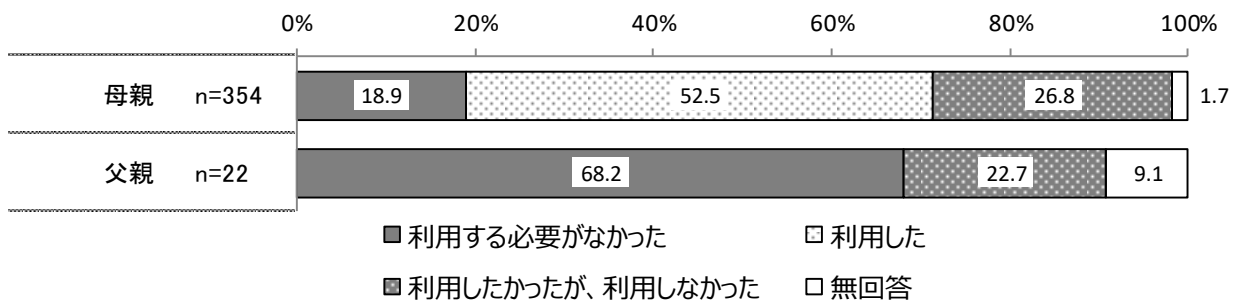


図表 31 育児休業を取得していない理由（就学前）



※父親該当なし

図表 32 短時間勤務制度の利用の有無（就学前）



3 第1期計画の主な事業の評価

第1期子ども・子育て支援事業計画で設定した「量の見込みと確保の内容」について、進捗状況を検証・評価しました。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 幼稚園事業（1号・2号認定 3～5歳）

単位（人）

就園児童数		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)	
A 量の見込み	目標値	合計	3,023	3,041	3,010	2,996	2,975
		1号	3,023	3,041	3,010	2,996	2,975
		2号	0	0	0	0	0
	実績値	合計	2,545	2,541	2,479	2,802	2,975
		1号	2,545	2,541	2,479	2,802	2,975
		2号	0	0	0	0	0
B 確保の内容	目標値	合計	3,830	3,830	3,830	3,830	3,830
		幼稚園 (公立)	3,345	3,345	3,345	3,345	3,345
		幼稚園 (私立)	485	485	485	485	485
	実績値	合計	3,830	3,830	3,830	3,830	3,830
		幼稚園 (公立)	3,345	3,345	3,345	3,345	3,345
		幼稚園 (私立)	485	485	485	485	485
B - A		1,285	1,289	1,351	1,028	855	
検証・評価		幼稚園への入園を希望するニーズに対し、計画通りの確保数であり、教育を希望する保護者に対する十分な提供ができています。					

・量の見込み：アンケート結果や実績等の現状の値を勘案し、算出した各事業の事業量の見込み

・確保の内容：事業量の見込みに対する具体的な供給体制から導き出された値

・1号：子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

・2号：子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

・3号：子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

※保育の必要な事由には、就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護などがあります。

②保育園事業（2号認定 3～5歳）

単位（人）

就園児童数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)	
A 量の 見込み	目標値	1,370	1,404	1,362	1,524	1,511	
	実績値	1,385	1,380	1,402	1,495	1,511	
B 確保の 内容	目標値	合計	1,328	1,386	1,439	1,524	1,524
		認可保育所	1,328	1,386	1,439	1,514	1,514
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		認可外保育	-	-	-	10	10
	実績値	合計	1,328	1,315	1,377	1,524	1,524
		認可保育所	1,328	1,315	1,377	1,514	1,514
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		認可外保育	-	-	-	10	10
B - A		△57	△65	△25	29	13	
検証・評価		保育園への入園を希望する3歳児以上のニーズに対し、平成30年度には確保数が上回っており、計画通り提供ができています。 今後も、保育需要の推移を見極めながら、継続して整備を進める必要があります。					

③保育園事業（3号認定 0～2歳）

単位（人）

就園児童数（0歳）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 （見込み）	
A 量 の 見 込 み	目標値	219	217	214	238	243	
	実績値	182	276	278	224	243	
B 確 保 の 内 容	目 標 値	合計	170	197	207	238	243
		認可保育所	170	197	207	221	221
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		認可外保育	-	-	-	17	22
	実 績 値	合計	170	200	206	238	243
		認可保育所	170	200	206	221	221
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		認可外保育	-	-	-	17	22
B - A		△12	△76	△72	14	0	
検証・評価		<p>育児休業の延長年数が拡大されたことに伴い、近年では保育園への入園を希望する0歳児のニーズは微減しているものの、0～2歳全体としては増加傾向にあります。平成30年度時点で認可外保育所も含めた確保数では量を上回っていますが、本市としては認可保育所で確保を進める方針としているため、継続して定員数の確保が必要です。</p>					

単位（人）

就園児童数（1・2歳）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （見込み）	
A 量の 見込み	目標値	810	804	801	997	1,060	
	実績値	789	800	902	953	1,060	
B 確保の 内容	目標値	合計	589	669	696	997	1,060
		認可保育所	589	669	696	762	762
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		認可外保育	-	-	-	235	298
	実績値	合計	589	647	689	997	1,060
		認可保育所	589	647	689	762	762
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		認可外保育	-	-	-	235	298
B - A		△200	△153	△213	44	0	
検証・評価		<p>保育園への入園を希望する1・2歳児のニーズは毎年増加傾向にあります。それに対して計画期間の5年間で私立保育園を4園新設するなど定員数の確保を進めてきていますが、ニーズの伸びが大きく上回っている状況となっています。</p> <p>今後も、私立保育園の新設や乳児園^{※3}化などの取組みにより定員数の確保を継続して取り組む必要があります。</p>					

※3 段階的に原則0～2歳児のみの受け入れに移行している保育園であり、令和5年4月から名称を「乳児園」にします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11 時間を超えて、保育園等において保育を実施する事業

利用者数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	629	628	623	619	614
	実績値	764	760	797	884	614
B 確保の内容	目標値	629	628	623	619	614
	実績値	764	760	797	884	614
B - A		0	0	0	0	0
検証・評価		就労形態の多様化により延長保育へのニーズも増加傾向にありますが、延長保育の利用を希望する保護者については、すべて利用できている状況であり、今後も現在の体制を継続していきます。				

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

利用者数			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	合計	1,063	1,101	1,185	1,288	1,415
		低学年	1,018	1,038	1,065	1,071	1,111
		高学年	45	63	129	217	304
	実績値	合計	1,057	1,130	1,197	1,228	1,415
		低学年	987	1,035	1,020	1,073	1,111
		高学年	70	92	177	155	304
B 確保の内容	目標値	1,155	1,155	1,195	1,360	1,440	
	実績値	1,155	1,240	1,240	1,240	1,440	
B - A			98	110	43	12	25
検証・評価			学校敷地内への施設整備も完了し、利用者のニーズに対応した学校ごとの複数クラブ化による定員の拡大を図り、着実に事業を進めてきました。 また、6 年生までの学年拡大についても順次実施してきたことに伴い、利用者が増加しているため、今後も各学校の状況に合わせた定員拡大等の検討が必要です。				

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由のため、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設への入所等により、一定期間養育を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	40	40	40	40	40
	実績値	13	0	1	20	40
B 確保の内容	目標値	40	40	40	40	40
	実績値	40	40	40	40	40
B - A		27	40	39	20	0
検証・評価		新たに近隣市の児童養護施設等と契約を締結し、利用しやすい環境を整えました。今後は、より利用者のニーズに合わせた利用ができるよう運用面の充実を図ります。				

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	148,000	149,000	148,500	148,000	147,500
	実績値	159,725	168,838	160,488	166,376	147,500
B 確保の内容	目標値	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	実績値	159,725	168,838	160,488	166,376	150,000
B - A		0	0	0	0	2,500
検証・評価		未就園児とその保護者が自由に遊べる場所として、子育て支援センター 5 か所、子育て広場 4 か所の合計 9 か所の地域子育て支援拠点を開設しています。また、子育てに役立つ情報が得られるような各種講座を開催し、子育てに関する相談も常時受け付けました。 今後も未就園児とその保護者が安心して遊べる場所として P R するとともに、共働き家庭が参加できるような土曜日開催の講座、周産期から支援できるような講座等、各種子育て講座及び相談事業等を充実させ、利用者の支援につなげていきます。				

⑤一時預かり事業

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数 幼稚園の預かり保育		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)	
A 量の 見込み	目標値	合計	28,391	28,556	28,264	64,903	77,235
		1号	6,077	6,112	6,050	64,903	77,235
		2号	22,314	22,444	22,214	0	0
	実績値	合計	38,611	47,902	52,988	65,372	77,235
		1号	38,611	47,902	52,988	65,372	77,235
		2号	0	0	0	0	0
B 確保の 内容	目標値	76,800	76,800	76,800	153,600	153,600	
	実績値	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	
B - A		114,989	105,698	100,612	88,228	76,365	
検証・評価		幼稚園の預かり保育は全園で実施しており、全体の確保の量としてはニーズを上回る十分な確保ができています。					

単位（人）

年間延べ利用者数 その他の一時預かり		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)	
A 量の 見込み	目標値	9,953	9,905	9,839	9,760	9,670	
	実績値	11,586	10,833	12,302	11,767	9,670	
B 確保の 内容	目標値	合計	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616
		保育園の 一時保育	16,416	16,416	16,416	16,416	16,416
		ファミリー・サポ ート・センター（病児・ 病後児を除く）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	実績値	合計	18,900	18,900	20,200	18,700	17,616
		保育園の 一時保育	17,700	17,700	19,000	17,500	16,416
		ファミリー・サポ ート・センター（病児・ 病後児を除く）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B - A		7,314	8,067	7,898	6,933	7,946	
検証・評価		幼稚園以外に、保育園やファミリー・サポート・センターなどにおいても一時保育を実施し、全体のニーズの見込みを上回った確保ができています。					

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	436	436	433	430	426
	実績値	379	339	412	354	426
B 確保の内容	目標値	2,156	2,156	2,156	2,662	2,859
	実績値	2,156	2,156	2,156	2,662	2,859
B - A		1,777	1,817	1,744	2,308	2,433
検証・評価		平成 30 年度に新規に 1 か所開設し、市内合計 3 か所で随時受入れを行うとともに、病児・病後児保育事業の啓発を行いました。今後も継続して実施し、病児・病後児保育事業の啓発を行っていきます。				

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	2,135	2,085	2,085	4,500	4,500
	実績値	2,783	3,986	4,490	4,679	4,500
B 確保の内容	目標値	2,300	2,300	2,300	4,500	4,500
	実績値	2,783	3,986	4,490	4,679	4,500
B - A		0	0	0	0	0
検証・評価		会員数が当初目標を大幅に上回り、また活動件数も順調に伸びています。低所得者や病児の預かりの利用料の一部を補助したり、「援助会員用活動の手引き」の作成や、援助会員を対象に講習会を実施するなど、子どもの安全確保に努め、依頼会員が利用しやすい体制を整備しました。				

⑧妊婦健康診査

妊婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業

単位（人）

妊婦健康診査 1 回目の受診者数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	1,819	1,799	1,785	1,767	1,742
	実績値	1,747	1,714	1,726	1,604	1,742
B 確保の内容	目標値	1,819	1,799	1,785	1,767	1,742
	実績値	1,747	1,714	1,726	1,604	1,742
受診率 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
検証・評価		<p>計画期間中、100%の量の確保ができる提供体制を維持しました。妊婦の健康保持や異常の早期発見・早期治療を図るため、母子健康手帳交付時に受診券の使用方法などを周知し、適切な時期に受診できるよう指導しています。また、支援が必要な妊婦については、医療機関と連携し、必要な支援が適切な時期にできるようにしています。</p>				

⑨乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業

単位（人）

訪問乳児数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	1,668	1,654	1,636	1,623	1,607
	実績値	1,537	1,506	1,439	1,458	1,607
B 確保の内容	目標値	1,668	1,654	1,636	1,623	1,607
	実績値	1,537	1,506	1,439	1,458	1,607
訪問率 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
検証・評価		<p>計画期間中、100%の量の確保ができる提供体制を維持しました。ニーズ調査において評価の高い事業となっています。今後も、妊娠中から事業を積極的に周知していくことで、子育ての不安の大きい時期に利用していただき、保護者が安心して育児ができるように支援します。</p>				

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業

単位（人）

保健師訪問世帯数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	602	597	590	980	980
	実績値	447	980	907	746	980
B 確保の内容	目標値	602	597	590	980	980
	実績値	447	980	907	746	980
訪問率（%）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
検証・評価		計画期間中、100%の量の確保ができる提供体制を維持しました。妊娠届出や乳幼児健康診査等の機会を通じて、支援を必要とする母子を把握するとともに、要望に応じて保健師による訪問を行いました。今後も関係機関と連携し、支援を必要とする家庭の早期把握を目指します。				

⑪子育てサービス利用者支援事業

子育て支援センター等において情報提供や、必要な相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業

単位（か所）

実施か所数		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	3	3	3	4	4
	実績値	3	4	4	4	4
B 確保の内容	目標値	3	3	3	4	4
	実績値	3	4	4	4	4
B - A		0	0	0	0	0
検証・評価		市内3か所の子育て支援センターと平成28年10月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、情報提供や相談業務を行うとともに、各子育て支援センターに配置した専任子育てコンシェルジュ ^{※4} と子育て支援関係施設の兼任子育てコンシェルジュとの連携体制を整えました。 また、子育て世代包括支援センター（妊娠・子育て応援室）に保健師を配置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図りました。 今後は、市民の利便性を向上させるため、子育てコンシェルジュ及び妊娠・子育て応援室の認知度を上げるとともに、資質の向上を図ります。				

※4 子育てサービス利用者支援事業の実施にあたり、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言を行う専門員のことをいいます。

4 子ども・子育ての課題

子ども・子育てを取り巻く現状や、市民ニーズ調査の結果、第1期計画の主な事業の評価などを踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子ども・子育て支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大していると言われています。

そのため、子育て期にある人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てできるように支援していく必要があるとともに、子育てサービスが身近なものとして気軽に利用できるような工夫が求められています。

また、地域の子育てへの理解促進、地域における子どもや子育て家庭との交流促進、地域の安全・安心のための見守りの強化など、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る機運を高めることが重要です。

(2) 仕事と子育ての両立支援

5年前のニーズ調査結果に比べて、出産・子育ての時期に仕事を続ける女性の割合が増え、女性の就業意欲も高まっています。

女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活を送ることができるよう、仕事も生活も充実させる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を広く社会に浸透させていくことが求められています。

また、仕事と子育ての両立を図るため、保育サービスや放課後児童クラブの充実、地域における様々な子育てに関する相談体制について、広く周知していくことも必要です。

(3) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

妊娠出産・乳幼児期は、子どもにとって基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、親をはじめとする家族の関わり方が重要となります。また、睡眠、食事、運動など生活リズムを整え、子どもとのよりよいコミュニケーションが望まれている中、育児不安を持つ親が多くなっています。楽しく子育てができ、育児に関する悩みをひとりで抱え込むことがないように、家族の子育てを支える仕組みを整えることが必要です。

子どもにおいても、その成長を継続して見守っていくことができるよう、子どもの成長段階に合わせた相談体制の整備が必要であるとともに、乳幼児健診の実施や小児医療の充実などを通じた子どもの健康対策など、子どもたちの成長に合わせた健康支援をすることが必要です。

(4) 支援が必要な子ども・家庭への支援

育児の孤独感や親としての重圧を感じたり、育児が思い通りにならず育児に対してストレスを抱えることは、育児ノイローゼや児童虐待の引き金となってしまうことがあります。児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。子育ての孤立化を防ぎ、様々な不安や悩みを聞いて、適切なサービス提供に結びつけることにより、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、

要保護者対策地域協議会を中心として虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実していく必要があります。

また、ひとり親家庭の親と子どもが安心して暮らしていけるように、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していくことが求められています。

近年、保育園・認定こども園、学校において発達障害など特別な配慮を要する幼児児童が増加傾向にあります。従来の3障害（身体障害・知的障害・精神障害）に加えて、限局性学習症^{※5}（学習障害：LD）、注意欠如・多動症^{※6}（注意欠陥・多動性障害：ADHD）、自閉スペクトラム症^{※7}（ASD）などの幼児児童に対する支援のあり方が課題となっており、医療的ケア^{※8}を必要とする児童に対する支援の充実も求められています。障害のある児童や発達に特性のある児童の自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であり、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要です。

（5）子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

学校は、基礎的な知識や考え方の習得と人間関係の形成という役割を基本とし、子どもの主体的に行動する力や思いやりのある豊かな心を育む教育を推進していくことが求められています。

また、社会の変化に対応した新しい教育に対応していくことも重要です。

さらに、家庭や地域社会、保育園・認定こども園、行政などの関係機関や関係団体との連携を一層強化し、地域に開かれた学校づくりを進めることも必要とされています。

（6）子どもにやさしいまちづくり

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障害のある人などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

より子どもにやさしいまちを目指して、子どもの遊び場、道路や公共交通機関におけるバリアフリー化などを含めた安全・安心なまちづくりのための整備を進めることが必要です。

※5 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

※6 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

※7 人との相互的な意思疎通や状況に応じた適切な行動がとりにくい、特定の物事へのこだわりが強く柔軟な対応ができない、といった自閉症の特性を示す発達障害の総称です。

※8 たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

元気に育て かりやの子どもたち

～安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現～

基本理念は、「刈谷市エンゼルプラン」からの理念を引き継ぎ「元気に育て かりやの子どもたち」とします。子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもが健やかに育ち、また安心して子どもを生み育てることができるように、社会全体で支援していこうとするものです。

その理念は、家族、地域、事業所、関係機関・関係団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちの権利と利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び環境整備を行い、その成長を見守り支えることで、「安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現」を目指します。

2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の7項目を基本的視点として、施策・事業を組み立て、推進します。なお、行政が施策を推進することはもとより、家族や地域の住民、関係団体・関係機関等が連携を図りながら、本計画を推進します。

1 子どもの視点

子どもの権利と幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った施策・事業を推進します。

2 次代の親への視点

子どもが成長して親になったとき、あるいは大人として子どもの育ちに関わるときのために、豊かな人間性を形成し、自立することができるよう、中・長期的な視点に立った施策・事業を推進します。

3 多様化したニーズに対応する視点

子育て家庭の生活実態や多様化した子育て支援のニーズに対応するため、子育て支援の質を評価し、向上させていくという視点から、関係職員等の人材の資質向上、情報公開や行政評価などの取り組みのほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援を提供するため

に、利用者の視点に立った施策・事業を推進します。

4 すべての子どもと家庭への支援の視点

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもの育ちを等しく保障する視点に立った取組みを推進します。

5 地域社会全体による支援の視点

子どもは、家庭や子ども同士の関係だけでなく、地域の人々、自然、文化と関わるなかで、豊かな人間性を身につけていきます。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、事業所、行政をはじめ地域社会全体が地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要です。子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを推進します。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

子育ては性別にかかわらず取り組むことが大切であり、仕事と子育ての両立を可能にする働き方の見直しには、職場等の理解と協力が必要不可欠です。市民一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期等の人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりができるよう、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを推進します。

7 切れ目のない支援の視点

親になる人達が多様なライフスタイルや子どもの発達段階に合わせて、妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、相談体制の充実をはじめとした妊娠・出産・育児への切れ目のない支援の視点に立った取組みを推進します。



3 基本目標

(1) 地域における子ども・子育て支援

すべての子どもと家庭への支援の視点から、ニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。特に保育については、子どもの最善の利益の実現に向け、利用者の生活実態や意向を踏まえ、提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援等のネットワークの形成を促進するとともに、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

(2) 仕事と子育ての両立支援

仕事や社会活動等と子育ての両立を支援するため、多様な保育、放課後児童クラブの充実を推進します。また、事業所、地域、子育て支援団体などと相互に連携し、男女がともに協力して子育てができるよう、家事・育児の分担や協力について、ワーク・ライフ・バランスの視点になった啓発を行うとともに、親の子育て力の向上や子育てへの参加促進に努めます。

併せて子育てしながら働きやすい環境整備に向けて、事業所に両立支援を可能にする制度導入に関する啓発を行います。

(3) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう切れ目のない支援を推進するとともに、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各種母子保健事業や小児医療を実施し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

(4) 支援が必要な子ども・家庭への支援

児童虐待の背景は多岐にわたることから、虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促進していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、虐待の防止対策等の充実を図ります。また、配偶者等からの暴力（DV）被害者の適切な保護及び日常生活への支援を行います。

ひとり親家庭等、支援が必要な子育て家庭に対するサポートを充実させるとともに、子育て・教育にかかる経済的な支援の情報提供や相談体制の充実に努めます。

また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制を強化します。

(5) 子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

学校教育において、子どもの豊かな人間性を形成し自立を支えるために、個々の子どもの実態に合った支援に重点を置き、社会の変化に対応した教育を推進します。

また、子どもの安全・安心を重視し、学校・保護者・地域が連携して子どもがのびのびと育つ環境づくりに努めます。

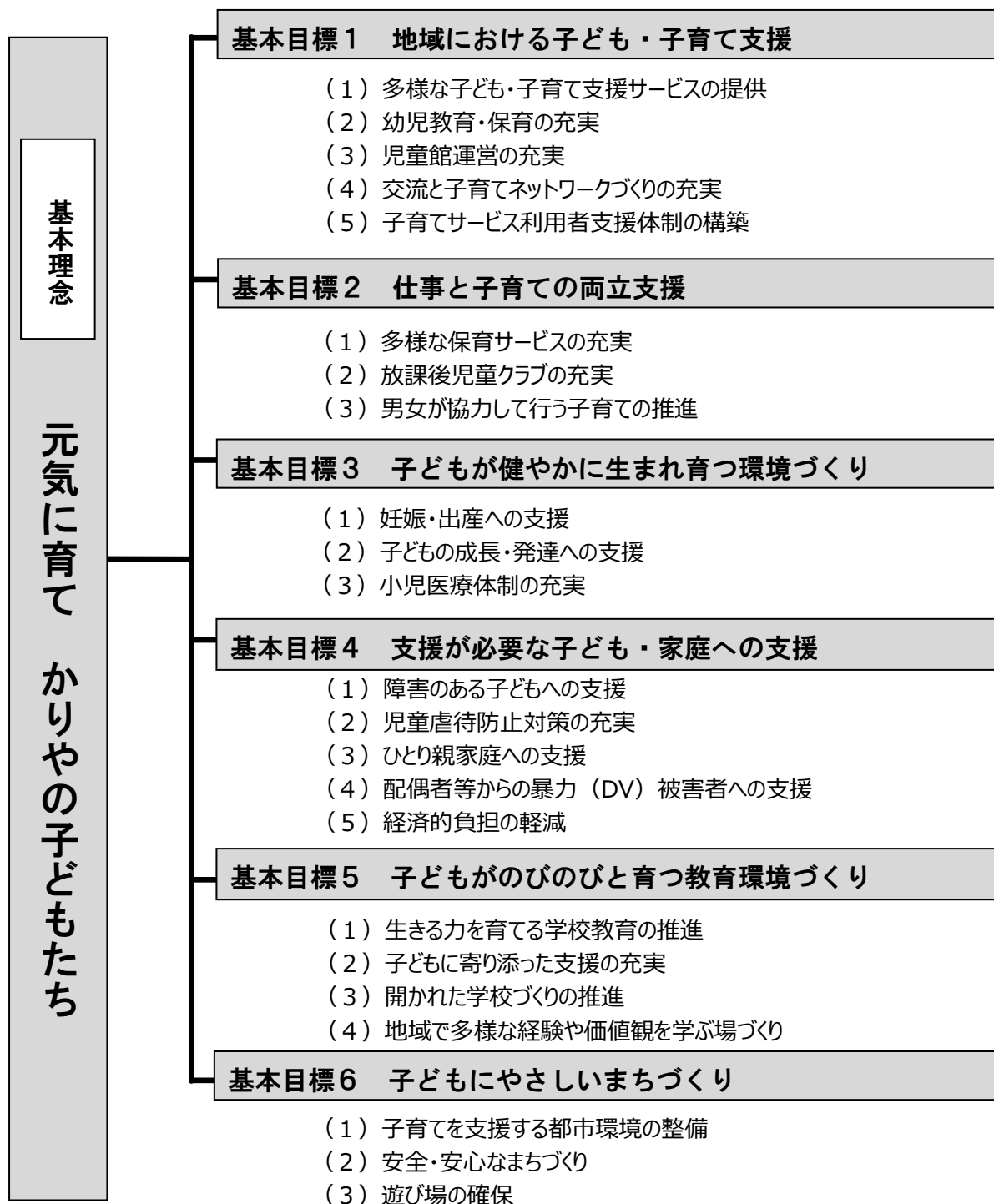
(6) 子どもにやさしいまちづくり

安心して子どもを生き育て、子どもが健康に育ち、豊かに学び、事故や犯罪等の被害に遭わな

いようなまちづくりが必要です。

このため、子どもやその保護者、妊産婦が快適に暮らせる生活環境を整備し、安全で安心して暮らすことができる子どもにやさしいまちづくりを推進します。

4 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子ども・子育て支援

1-1 多様な子ども・子育て支援サービスの提供

子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターなど各種の子ども・子育て支援サービスを提供するとともに、多様なニーズに対してきめ細かく相談、情報提供を行います。

施策名	概要
ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員になって助け合うファミリー・サポート・センターを運営します。講習会、交流会などを開催し、援助に必要な知識・技術を高め、会員同士の親睦を図ります。
ショートステイの充実	保護者が傷病などにより、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、県内の委託施設などで一定期間養育を行うショートステイの充実を図ります。
臨時保育室（カンガールーム）の設置	子育て中の親が、社会活動・学習活動などに参加できるよう、各種講座、イベント、市議会などの開催時、託児サポーターが保育を行う臨時保育室（カンガールーム）を引き続き設置します。
訪問サポートによる支援	育児に関する悩み等を傾聴するなど、支援を希望する家庭に訪問員を派遣し、親の不安軽減を図ります。また、地域の子育て支援に関する情報提供等を行うなど、他の子育て支援サービスへのつなぎを行い、子育てにおける親の孤立の防止につなげます。
地域における子育ての支援	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座などを通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
ブックスタートの普及	4か月児健康診査の際、おすすめ絵本の紹介を行います。また、図書館などでおすすめ絵本と読み聞かせ行事のリーフレットを配布します。
おもちゃライブラリーの充実	小学生以下の心身障害児や就学前の幼児を対象におもちゃの貸出しを行い、おもちゃを通じた親子のふれあいの場、遊びの場を提供します。また、障害がある子とのふれあいを大切にし、交流の機会づくりに努めます。

施策名	概要
おもちゃ病院の運営	刈谷おもちゃ病院において、シニア世代の豊富な経験と知識、技術を生かし、おもちゃの修理を通して、子どもたちに、ものを大切にする心・ものづくりの楽しさを育みます。

1-2 幼児教育・保育の充実

すべての子どもたちが、就学前の時期から質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。また、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえ、保育園・認定こども園、小学校、福祉関係機関などの連携を強化します。

施策名	概要
待機児童の解消	0～2歳児の待機児童の解消を図るため、私立保育園の新設を支援します。また、一部の公立保育園を0～2歳児の受入れに特化した乳児園へ段階的に移行するとともに、3～5歳児の受入れ先の確保に向けて公立幼稚園を認定こども園に移行します。
保育園・認定こども園における教育・保育の充実	保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、子どもたちが豊かな体験をして個々の発達を促すことができる質の高い教育・保育を提供します。
保育環境の充実	安全で快適な施設を維持するための計画的改修等や事務改善を行います。また、働き方の見直しや業務改善に積極的に取り組み、保育士の教材研究や準備を充実させることで、保育環境の向上に努めます。
保育士・保育教諭の人材発掘と育成	潜在保育士などの復帰支援研修の開催や体験就業など、潜在的人材の発掘と育成に努めます。
保育人材の定着	施設長などに対して、職員が働きやすい職場環境づくりに関する研修を実施します。
保育園・認定こども園、小学校、福祉関係者の連携	子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえて、保育園・認定こども園と小学校との連携を進めます。また、福祉・医療などの関係機関と連携して、早期からの切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。
ほのぼのルームの充実	未就園児及びその保護者を対象に、遊び・交流・子育て相談の場として、認定こども園の施設を開放します。

施策名	概要
園の運営に対する評価・検証	園における教育・保育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がP D C Aサイクルで行われるよう、子どもの育ちという観点からの自己評価、外部評価に取り組みます。

1-3 児童館運営の充実

すべての子どもが、心身ともに健やかに育成するための一助として、遊びや学習の場として地域における子育て支援を行うなど、児童館事業の充実を図ります。

施策名	概要
科学体験による学びの場の提供	夢と学びの科学体験館において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学ぶことにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
児童館の充実	子どもや親子が、気軽に遊びや学習の場として利用できるような環境を整えるとともに、多様な講座や行事を開催します。



中央子育て支援センターを核とし、子育てに関する相談機能の充実や交流の場の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援を行うとともに、子育てネットワークの充実を図ります。また、小中学生及び高校生に対する放課後等の居場所づくりについても推進します。

施策名	概要
地域における子育ての支援	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座などを通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
子育てサークルの育成・支援	育児に関する情報交換、親子の友だちづくりの機会となるよう、子育てサークルの育成、活動の相談、活動の場の提供などを行います。
子育て支援団体等のネットワークづくり	子育て支援団体や子育てサークルなどの市民団体のネットワークづくりを支援するため、子育て支援のためのネットワーク会議を開催します。
地域活動の担い手づくり	子育てサークルなどで活動している子育て家庭と地域をつなぐなど、子育て家庭が子育て支援や地域活動の次の担い手となるような取組みを進めます。
地域活動の担い手を支える仕組みづくり	子育て支援に関わる人材の発掘・育成や地域の子育て支援の連携及びネットワーク化を進めることで、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくりに取り組みます。
世代間交流の充実	保育園・認定こども園の園児が、小中学校の児童生徒や地域住民との交流の機会を持つことができるよう、運動会や地区の行事などにおける交流、老人福祉施設への訪問や地域講師の活用などに取り組みます。
民生委員・児童委員、主任児童委員 ^{※9} の活動支援	子育て世帯への見守りや声かけ、相談対応、あるいは資質向上のための研修など、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。
里親制度の啓発	より多くの市民に里親制度の意義について、理解の促進を図り、里親としての協力を得られるよう、制度の啓発に努めます。

※9 民生委員は、日常生活の相談に応じ、助言や援助を行います。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関する様々な事柄を把握し、児童健全育成のための活動を支援しています。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

施策名	概要
子育て支援団体・地域住民等との連携	子育て支援団体や地域住民などと連携し、子育て中の親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供するなど、地域住民による子育て支援活動を支援します。
読み聞かせ活動、おはなし会の実施	図書館での絵本の読み聞かせ会、市民センターでのおはなし会など、ボランティアグループ等の協力により実施します。
小学生の居場所づくり	放課後の子どもたちの活動拠点として、放課後子ども教室を実施します。遊びや学習、体験活動、地域住民との交流により、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。
中学生・高校生の居場所づくり	中高生が気軽に立ち寄ることができる居場所を提供し、同世代の交流を通して、主体的な活動や中高生の自立に向けた取組みを支援します。



身近な場所で、子育てに関する様々な相談や情報提供が受けられるよう、利用者支援体制の構築を図ります。利用者を必要なサービスにつなぎ、子どもと保護者の困りごとの解決を図ります。

施策名	概要
子育てコンシェルジュの配置	子どもやその保護者の身近な場所に、子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
子育て情報の提供	行事予定や育児の身近な情報を掲載する「子育てコンシェルジュ通信」を偶数月、「子育て支援センターだより」を奇数月に発行し、公共施設で配布します。また、子育て情報誌等を、母子健康手帳交付時、各種手当申請時、健康診査時などに併せて配布します。
子育て情報誌・子育て支援ホームページの充実	子育てに関する行政サービスや施設などの情報を収集・整理した子育て情報誌、子育て支援ホームページを常時見直し、内容の充実を図ります。
子育て支援センターにおける相談の対応	保育士による電話相談、面接相談、メール相談、グループ相談、訪問相談や、専門員による心理及び発達相談を行います。また、子育てコンシェルジュが、相談者の個別ニーズに合わせたサービス・施設を紹介し、適切な相談先につなぎます。
保育園・認定こども園における子育て相談・育児講座の実施	保育園・認定こども園において保護者を対象に、子育て相談、育児講座などを実施します。
保育カウンセラーの巡回	臨床心理士が保育園・認定こども園を巡回し、保護者や保育士等からの子育てや保育に関する相談に応じます。
子ども相談センターにおける各種相談体制の充実	3歳から19歳までの子どもとその保護者、親族、学校・園関係者を対象に、子どもに関する様々な相談に応じます。

基本目標 2 仕事と子育ての両立支援

2-1 多様な保育サービスの充実

保護者の多様な働き方への対応や仕事と子育ての両立に関する不安・負担の軽減を図るため、延長保育や休日保育など多様な保育サービスを提供します。また、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細かく相談、情報提供を行い、利用に結び付けます。

施策名	概要
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、延長保育の充実を図ります。
休日保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、休日保育の充実を図ります。
産前・産後休暇、育児休暇後の職場復帰の支援	出産前や職場復帰前から保育園への入園予約を受け付け、働く女性が安心して出産・子育てを行い、職場に復帰できる環境づくりに取り組みます。
病児・病後児保育の実施	子どもが病気または病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、一時的に子どもを預かる病児・病後児保育を実施します。
認定こども園一時預かり（預かり保育）の充実	認定こども園において、出産や傷病、親族の看護・介護などで、通常の保育時間終了後も引き続き保育を希望する在園児に対して、預かり保育を実施します。
保育園一時預かり（一時保育）の充実	育児疲れ解消などの理由で利用を希望する保護者に対して、小学校就学前の子どもを拠点保育園で一時的に保育します。また、保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭などの理由により、小学校就学前の子どもを状況に応じて緊急一時的に保育します。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

施策名	概要
放課後児童クラブの充実	保護者の就労形態の多様化に伴うニーズに対応するために、事業の充実を図ります。放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室のプログラムに参加し、多様な体験・活動ができるよう、連携して事業を推進します。また、支援員の資質の向上、地域の人材の活用を図ります。
放課後児童クラブの整備	利用希望者の増加に伴い、各小学校の状況に合わせて第3クラブの整備を行います。



富士松北児童クラブ

仕事に就いていても子どもや家族との豊かな時間が持てるように、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く市民へワーク・ライフ・バランスを啓発することなどにより、引き続き、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

施策名	概要
市民だより、ホームページなどによる啓発	市民だより、刈谷市ホームページ、各種報道機関等を通して、男女共同参画の考え方、各種イベント、内閣府が実施する男女共同参画週間などの周知を行います。また、家庭、地域、職場など様々な立場の人に向けた男女共同参画啓発用リーフレットを作成・配布し、さらなる意識の向上を図ります。
男女共同参画講座等の充実	男女共同参画に関する意識の啓発及び推進を目的とした講座や講演会などを実施します。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事・育児等に関わることの重要性についての意識の向上を図ります。
社会学級等の開催	社会学級等を通じて、男女が協力して子育てを行う意義を考える機会を提供します。
一般事業主行動計画 ^{※10} の実施の促進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して、情報提供等を行います。
子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発	育児休業制度の定着・促進、勤務時間の短縮などの啓発、再雇用制度の普及を図るため、事業所などに情報提供を行い、子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発に取り組みます。
ファミリー・フレンドリー企業の普及、促進	ファミリー・フレンドリー企業（男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業）についてPRを行います。
再就職希望者の能力開発の支援	育児で一度退職し、子どもが大きくなった時点で再就職を希望する保護者を対象に、再就職セミナーなどの講座を開催します。

※10 企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

基本目標 3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

3-1 妊娠・出産への支援

父母ともに、妊娠・出産に対する理解を深められるよう、講座等の実施をするとともに、産後ホームヘルパーの派遣やあかちゃん訪問を実施し、母子の健康の確保や親の不安、負担の軽減に努めます。

施策名	概要
講座等の開催	初妊婦を対象とした教室、初妊婦とそのパートナーを対象とした講座等を開催し、出産に対する不安の軽減、母子の健康促進、妊娠・出産について、性別にかかわらず子育てを行うことの重要性、子育ての楽しさなどを伝えます。
産後ホームヘルパーの派遣	産後における母子の心身の健康を守るため、核家族世帯等を対象として、一定期間ホームヘルパーを派遣し、家事の支援を行います。
あかちゃん訪問の実施	助産師が生後4か月未満のあかちゃんがいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、保護者の多様な相談に応じます。
妊産婦健康診査・妊産婦歯科健康診査の実施	安全な出産を支援するため、妊娠期、出産後に医療機関において健康診査を実施し、不安の軽減を図ります。また、妊産婦歯科健康診査など母親の歯の健康づくりを支援します。
切れ目のない支援の充実	妊娠期から乳幼児期までの時期に必要な支援が受けられるよう、妊娠届出時や妊娠・子育て応援室（子育て世代包括支援センター）において面接・相談を行い、適切な支援につなげ、切れ目のない支援を行います。またアプリを活用し、お知らせや情報提供などによる子育て支援の充実を図ります。
産後ケアの充実	家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない産婦と乳児を対象に、心身を休めながら育児の相談や授乳指導を受けられる産後ケア事業の充実を図ります。
産後の精神的支援	産婦健康診査を充実させ、周産期医療機関と連携することで、産後の精神的支援につなげます。また、産婦に対し、電話相談を実施し、産後の精神的支援と育児不安の軽減に努めます。

子どもの成長の速度や発達の状況は、子どもによってそれぞれ異なるため、子どもに合った成長・発達を支援していくことが非常に重要です。乳幼児健康診査や予防接種を実施するとともに、支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問等を実施し、指導、助言等を行うなど、子どもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

施策名	概要
乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査の実施	子どもたちの健やかな成長を支援するため、4か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を実施します。また、1歳未満の子どもに愛知県内の医療機関で乳児健康診査を行います。 1歳6か月から3歳にかけては計4回の歯科健康診査、フッ素塗布等を実施し、子どもの歯の健康づくりを支援します。
養育支援訪問の実施	支援が必要とされる家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施につなげます。
予防接種の実施	予防接種手帳を交付し、各種予防接種が個別に受けやすいように、医療機関との協力体制を強化します。
各種相談の実施	保健師による育児相談、助産師による母乳相談、栄養士による栄養相談、心理相談員による発達相談など、対象者に応じた相談・指導を実施します。
援助を必要とする子どもと家庭への支援	発育・発達に心配のある子どもなど、支援を必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。
病気や事故についての学習機会の充実	病気や事故に対する応急手当などの知識不足から生じる不安の軽減のため、保護者へ子どもの病気や事故に関する学習や相談の機会の充実を図ります。

3-3 小児医療体制の充実

子どもの病気やケガなどの緊急時に、安心して診てもらえるよう小児医療体制の充実を図ります。

施策名	概要
小児救急医療体制の充実	愛知県や近隣自治体及び医療機関と調整を図りながら、地域における小児救急医療体制の充実を働きかけます。また、休日の救急診療に関する情報を市民だより等に掲載し、保護者などへの周知を図ります。
小児救急電話相談の紹介	愛知県が実施している、休日・夜間における子どもの急病時の電話相談について、保護者などへの周知を図ります。



基本目標 4 支援が必要な子ども・家庭への支援

4-1 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもたちが将来自らの意思が尊重された自立生活を実現できるよう、「刈谷市障害者計画・第1期刈谷市障害児福祉計画」及び「刈谷市教育大綱」との連携を図り、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていく支援や成年期を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を推進します。

施策名	概要
療育ネットワークの充実	市の関連各課、しげはら園、保育園・認定こども園、子ども相談センター、保健所、医療機関など関係機関が連携し、年齢、発達段階や障害の内容などに応じた療育を促進します。
早期療育の機会づくり	発達に心配のある子どもとその親を対象とした1歳6か月児健康診査の事後指導教室（どんぐりルーム）や親子関係の充実、心身の発達を促す療育（ラッコちゃんルーム、ことばの相談室）等を実施し、支援が必要な子ども・家庭の早期発見・早期指導につなげます。また、親子が集まる施設における関わりを通して、発達に心配のある子どもの早期発見・早期支援につなげます。
特別支援教育の充実	従来の特別支援教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含め、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通して、生活や学習上の困難の改善または個々の発達援助を図ります。
統合保育の充実	保育園・認定こども園において、障害のある子とない子が一緒に生活する中で、相互理解を通して人と関わる力を育みます。また、保育士・保育教諭に対し、講習会の受講や専門家の助言を受ける機会を設けることで理解を深め、円滑な統合保育を実施します。
障害児を持つ家庭への支援	関係制度の普及・定着に努めるとともに、緊急時や保護者の休養などのための一時預かりを行います。
児童発達支援の充実	発達障害のある子どもを対象に基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	保育園などを利用している障害のある子どもに対し、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
放課後等デイサービスの充実	小中学生及び高校生等の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスの充実を図ります。

施策名	概要
各施設での研修の充実	一人ひとりの子どもが安心して日々を過ごすためには、地域療育センターでの専門的な支援に加えて、保育園・認定こども園、小学校等の保育者や教員による障害に対する正しい知識の習得が求められます。各組織での研修を充実させるとともに、合同での研修を進め、切れ目のない支援を目指します。
関係機関の連携強化	保育園・認定こども園及び小学校の連携を更に充実させ、子ども一人ひとりの育ちをつなぐために、小学校の特別支援教育コーディネーターを中心として、保育園・認定こども園、小学校、地域療育センター、特別支援学校、市役所等が連携し、支援をつなぐ取組みを進めていきます。また、医療的ケアを必要とする子どもが地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関と連携して総合的な支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の拡充	学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
市民の障害に対する理解促進	障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるように、地域で暮らす市民の障害への理解を促進します。そのため、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や夏祭り等の各種行事の開催支援を進めるとともに、多様な媒体を活用し、障害や障害のある人への理解を深める広報・啓発活動を行います。



小垣江東小学校と刈谷特別支援学校

4-2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関する広報や啓発、関係機関との連携強化、在宅支援を中心としたより専門的な相談体制の充実を図るなど、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

施策名	概要
要保護者対策地域協議会の充実	要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）や特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関・団体で組織する要保護者対策地域協議会や実務者会議、ケース検討会議を開催します。
児童虐待防止の啓発	児童虐待の現状、虐待のサイン、通告義務、相談体制、防止施策などの知識の普及を図るため、講演会・研修会の開催や市民だよりによる啓発に取り組みます。
家庭児童相談室の充実	子育てに関する悩みの相談、関係機関への紹介、家庭への訪問などを行い、親等への支援の充実を図り、虐待を未然に防ぎます。また、関係機関と連携をとりながら、子どもに関するあらゆる問題に対応した相談体制の充実を図ります。
虐待ホットラインの充実	児童虐待の防止と早期発見を目的に、家庭児童相談員、保健師などが直通電話で通告・相談を受ける「子ども虐待ホットライン」の充実を図ります。

4-3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

施策名	概要
相談体制の充実	母子等自立支援員を配置し、自立に向けた相談や情報提供などを行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
自立支援教育訓練給付金の支給	就職に必要な技能や資格を取得するため、指定の教育訓練講座を修了した、ひとり親家庭の親に受講料の一部を支給します。

施策名	概要
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の親が、経済的な自立に効果の高い看護師などの資格を取得するために修学する場合、修学期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給します。
母子父子寡婦 ^{※11} 福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立促進のための資金、子どもの就学に必要な資金を貸し付けます。
児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の助成	児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の一部助成など国、県、市の制度に基づき経済的な支援を行います。
家庭生活支援員の派遣	生活環境の変化により、一時的に日常生活に支障を生じているひとり親家庭等に自立促進のため家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。
市営住宅の家賃の減免、保育園の保育料の減免、就学援助	一定の基準を満たすひとり親世帯に対し、市営住宅の家賃の減免、保育園の保育料の減免を実施します。また、公立小中学校へ就学するための学用品費や学校給食費などを援助します。
家具転倒防止金具の取付	中学生以下の子どもと母親から構成される世帯向けに、家具転倒防止金具の取付を行います。

4-4 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援

DVに関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、関係機関との連携により被害者の適切な保護及び日常生活への支援を行い、自立促進を図ります。

施策名	概要
緊急一時保護の実施	DVからの緊急避難が必要な母子に対し、緊急一時避難施設としての母子生活支援施設に保護することにより、すみやかに安全を確保します。
相談体制の充実	DVや女性相談に関する各種相談や相談窓口の紹介、関係機関との連携により、母子生活支援施設への保護や母子の自立促進を支援します。

※11 配偶者のいない女子であって、かつ配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人のことです。

子育て家庭を支援するため、児童手当等の手当の支給や、子ども医療費や不妊治療費等の助成などを実施し、経済的負担の軽減を図ります。

施策名	概要
児童手当の支給	子育ての経済的負担を軽減するため、国の制度に基づき手当を支給します。
保育園(0～2歳児)多子世帯の保育料の軽減及び無料化	保育園を利用している子ども(0～2歳児)のうち多子世帯の保育料の軽減及び無料化を行います。
保育園(3～5歳児)・認定こども園の給食費の一部無料化	保育園・認定こども園を利用している子どものうち、第3子など一定の要件を満たす場合、給食費の無料化を行います。
私立幼稚園の利用者への給食費の補助	新制度に移行していない私立幼稚園を利用している子どものうち第3子など一定の要件を満たす場合、給食費の一部を補助します。
認可外保育施設利用者の負担の軽減	認可保育園の入園基準を満たす0～2歳児で、保育園の利用を希望しながら認可外保育施設を利用している場合、所得等に応じて利用料を補助します。
子ども医療費の助成	子どもが早期に十分な治療を受けられるよう、入通院にかかる医療費の助成を行い、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。
妊産婦・乳児健康診査及び妊産婦歯科健康診査費用の助成	妊娠から出産までに係る費用の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。
ファミリー・サポート・センター利用者への補助	市町村民税非課税世帯等が受ける援助活動に対し、利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。
不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。
私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校などに通う生徒の保護者に対して、授業料の補助を行い、公・私立間における保護者の経済的負担の格差是正を図ります。

基本目標 5 子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

5-1 生きる力を育てる学校教育の推進

多様な人と関わり合うとともに、様々な活動、文化、自然などに触れる機会を増やし、子どもが豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。

施策名	概要
体験活動等の推進	豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、自然体験、福祉体験などの様々な体験活動の充実に取り組みます。
職場体験学習の実施	中学生を対象に、生徒の希望に沿って職場体験学習を行います。
心の教育の充実	読書活動、人権教育、動植物の飼育・栽培などを通して、心の教育の充実を図ります。
異年齢児との交流機会の充実	授業、行事、体験活動などの中で、児童生徒と園児との交流機会の充実を図ります。
思春期保健対策の充実	保健の授業などを通して、体の仕組みや性感染症の理解を深めます。自分の身体を大切にすること、他者を尊重すること、喫煙や薬物などの心身への悪影響等について学ぶ機会を設けます。
保育実習の実施	中学校3年生全生徒を対象に、自分の成長過程を振り返り、異世代を知る重要性を学ぶ保育実習を実施します。



亀城小学校と刈谷幼稚園

5-2 子どもに寄り添った支援の充実

教職員などが子どもの心の状態を把握するとともに、児童生徒がいじめはいけないことであるという意識を持てるように指導を行うなど、いじめの予防・早期発見・解決に向けた取組みを進めます。また、学校、家庭、関係機関が連携し、困難を抱えている児童生徒に対する支援を推進します。

施策名	概要
スクールカウンセラー※ ¹² 等相談体制の充実	スクールカウンセラー、心の教室相談員等を小中学校に配置し、児童生徒からの相談のほか、保護者や教職員の相談に応じます。
いじめ対策の推進	各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催や、児童生徒に対するアンケート調査の実施により、学校全体でいじめ対策に取り組み、いじめの早期発見・解決につなげます。
不登校児童生徒への対応	刈谷市いじめ・不登校児童生徒適応指導調査協力者会議による情報交換や、各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催、北・中・南部すこやか教室における相談、家庭訪問などにより、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。

5-3 開かれた学校づくりの推進

各学校において、適宜、情報発信を行うとともに、家庭・地域とともに子どもたちを育成する開かれた学校づくりを進めます。

施策名	概要
学校評議員制度の運営支援	保護者や地域住民などの意向を把握し、開かれた学校運営を推進する学校評議員制度を支援します。
地域住民による教科支援	小中学校において、ボランティアによる読み聞かせなどの教科支援を行います。
地域講師の活用	小中学校の総合的な学習の時間などに、地域の方を講師に招き、特徴のある授業を行います。

※¹² 学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言等を行う臨床心理士等です。

施策名	概要
学校のホームページの運営	各学校のホームページを適宜更新し、学校から地域に向けて、情報を発信します。
生活指導懇談会の開催	中学校区別に生活指導懇談会を開催し、児童生徒の見守りなどについて意見交換を行うことにより、地域の見守り活動の促進につなげます。
家庭教育地域推進事業の充実	学校、家庭、地域が連携して、子どもを生き育てる社会環境づくりを推進するため、家庭教育推進事業などを実施します。

5-4 地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり

子どもたちが多様な価値観を身に付けられるよう、自然や文化、芸術などの様々な体験機会の充実を図ります。

施策名	概要
科学体験による学びの場の提供	夢と学びの科学体験館において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学ぶことにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
子ども向けの体験の推進	市民センター、生涯学習センター、美術館など公共施設において、子どもたちが文化・自然などを体験できる様々な機会を提供します。
親子向けの学習・体験の推進	親子向けの工作教室、料理教室、環境講座など、親子で参加できる様々な学習や体験の場を提供します。
子ども会活動の支援	活動の場の提供、活動の参考となる情報提供などを通じ、子ども会の活動を支援します。
ジュニアリーダーの育成支援	中学生・高校生のジュニアリーダーの育成を支援し、子ども会など地域の活動に派遣します。
世代間のふれあいの場の提供	交通児童遊園において、大人から子どもまで楽しめる大型遊具等の設備の充実を図ることにより、世代間のふれあいの場を提供します。

基本目標 6 子どもにやさしいまちづくり

6-1 子育てを支援する都市環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮するために、公共空間・設備等におけるユニバーサルデザイン^{※13}の導入など、公共施設の整備に取り組みます。

施策名	概要
公共空間・設備におけるユニバーサルデザインの導入	公共空間や設備においてユニバーサルデザインの導入を図ります。特に、公共施設には、授乳スペース、おむつ交換スペース、多機能トイレ、託児ルームの整備を図ります。
刈谷市交通バリアフリー基本構想の推進	「刈谷市交通バリアフリー基本構想」に基づき、刈谷駅周辺の重点整備地区における生活関連経路（特定道路）の整備を進めます。
人にやさしい街づくりの推進	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、子どもと子育て家庭にも配慮した都市環境の整備を進めます。

6-2 安全・安心なまちづくり

子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、防犯や交通安全についての教育や道路の安全点検、防犯訓練などを実施し、安全・安心なまちづくりを目指します。

施策名	概要
安全教育の充実	警察、学校、保育園・認定こども園などと連絡を密にし、犯罪、交通事故を防止する教育及び啓発を行います。
通学路の安全点検	通学路の安全点検を実施し、歩道の整備、カラー舗装、地下道への非常用警報機の設置など危険箇所の改善を行います。
防犯灯・道路安全灯の整備	夜間の防犯や交通安全を確保するため、防犯灯・道路安全灯を設置します。

^{※13} 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

施策名	概要
子ども 110 番の家との連携	警察と連携し、登下校時などに子どもが不審者に遭った時に駆け込むことができる、子ども 110 番の家について周知を図ります。
防犯訓練等の実施	小中学校、保育園・認定こども園において、不審者侵入時の対応などについて防犯訓練を実施します。また、小中学校の全児童生徒に防犯ブザーを配付します。
地域の防犯情報の共有	小中学校、保育園・認定こども園の情報交換を密にするとともに、地域安全パトロール隊との連携を図ります。また、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを活用し、不審者などの情報を共有し、防犯に努めるとともに、刈谷市防犯メールにより、保護者などへの情報提供を実施します。
健やかに育む環境づくりの推進	「愛知県青少年保護育成条例」に基づき、有害環境から青少年を保護するとともに、街頭補導により、青少年の非行防止に努めます。
チャイルドシートの貸出	緊急かつ一時的に自分の家庭外の乳幼児を乗せるため、チャイルドシートの貸し出しを行います。

6-3 遊び場の確保

公園等の整備・維持管理を行うことにより、快適で安全・安心な子どもの遊び場の確保に取り組めます。

施策名	概要
公園等の整備	快適で魅力あるまちづくりを推進するため、新しい公園の整備や既存公園の再整備を計画的に進めます。
公園等の維持管理	快適な公園環境の維持と、安全と安心の確保のため、遊具の点検、砂場の清掃、樹木管理などを実施します。
住民参加型の公園づくり	誰もが快適に利用でき魅力ある公園を整備するため、地区住民に設計段階から参加を促し、管理運営などに住民の協力を得るなど、住民に愛される公園づくりに取り組めます。

第5章 量の見込みと確保の方策

1 教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保の内容を設定するに当たり、国は、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市の現在の教育・保育施設について、認定こども園は小学校区ごとに整備されており、保育園もほぼ同様に整備されているなど、施設は市内全域にバランスよく配置されています。よって、第1期計画と同様に、本市では教育・保育提供区域を、1区域（市全域）として設定しました。

2 量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定（教育標準時間認定）

【対象】

満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】

幼稚園、認定こども園

【提供体制の考え方】

必要な量を満たしており、現在の体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

就園児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,597	1,542	1,495	1,477	1,479
B 確保の内容	2,625	2,600	2,600	2,600	2,600
認定こども園 （公立）	2,340	2,315	2,315	2,315	2,315
幼稚園 （私立）	285	285	285	285	285
B-A	1,028	1,058	1,105	1,123	1,121

② 2号認定（保育認定）

【対 象】

満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方

【利用先】

保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育

【提供体制の考え方】

乳児園において、令和3年度から3歳児、令和4年度から3・4歳児、令和5年度以降3～5歳児の受入れが終了しますが、令和2年度から公立幼稚園が認定こども園に移行、また、民間による保育園の新設を計画しているため、提供体制は整っています。

単位（人）

就園児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	2,713	2,620	2,539	2,509	2,511
B 確保の内容	3,261	3,186	3,135	2,997	2,997
認可保育所	1,623	1,513	1,462	1,324	1,324
認定こども園 （公立）	1,200	1,235	1,235	1,235	1,235
幼稚園 （私立）	200	200	200	200	200
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	238	238	238	238	238
B - A	548	566	596	488	486

③ 3号認定（保育認定）

【対 象】

満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方

【利用先】

保育所、認可外保育

【提供体制の考え方】

乳児園において、令和3年度から令和5年度にかけて3～5歳児の受入れを終了し、空いた保育室と保育士を0～2歳児の受入れに充てること、また、民間による保育園の新設を計画しているため、提供体制は整っています。

■ 0歳

単位（人）

就園児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	245	244	244	244	246
B 確保の内容	325	328	337	343	343
認可保育所	230	233	242	248	248
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	95	95	95	95	95
B - A	80	84	93	99	97

■ 1・2歳

単位（人）

就園児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,066	1,069	1,079	1,077	1,078
B 確保の内容	1,470	1,581	1,676	1,728	1,728
認可保育所	824	935	1,030	1,082	1,082
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	646	646	646	646	646
B - A	404	512	597	651	650

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、11 時間を超えて保育園において保育を実施する事業

【提供体制の考え方】

11 時間を超えて開園している保育園の在園児を対象にしているため、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。また、民間の新規保育園においても延長保育事業を計画しています。

単位（人）

利用者数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の見込み	950	1,000	1,060	1,080	1,090
B 確保の内容	950	1,000	1,060	1,080	1,090
B - A	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

【提供体制の考え方】

計画期間中、小学生児童の人口は、ほぼ横ばいの推移が見込まれますが、放課後児童クラブの受入れ児童の学年拡大も完了し、より利便性が高まることから、利用希望は引き続き増加傾向にあると見込まれます。

利用希望の増加に合わせ、定員増を図り提供体制を確保する予定です。

単位（人）

利用者数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の見込み	1,327	1,342	1,353	1,366	1,378
低学年	1,123	1,136	1,145	1,156	1,166
1 年生	426	430	434	438	442
2 年生	391	396	399	403	406
3 年生	306	310	312	315	318
高学年	204	206	208	210	212
4 年生	149	150	152	153	155
5 年生	51	52	52	53	53
6 年生	4	4	4	4	4
B 確保の内容	1,440	1,480	1,520	1,520	1,520
B - A	113	138	167	154	142

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設への入所等により、一定期間養育を行う事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制は市外の9施設と契約しており、計画期間中も受入れできる見込みです。近隣市の施設と連携を図り、保護者の利用希望に対応していきます。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	40	40	40	40	40
B 確保の内容	40	40	40	40	40
B - A	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【提供体制の考え方】

公立7か所、私立2か所で開催しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	166,200	166,400	166,600	166,800	167,000
B 確保の内容	166,200	166,400	166,600	166,800	167,000
B - A	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

【事業内容】

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【提供体制の考え方】

すべての公立認定こども園において在園児を対象とした預かり保育を実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

保育園における一時保育は、民間による保育園の新設に伴い整備を進め、令和4年度までに提供体制を確保する予定です。

■認定こども園の預かり保育

単位(人)

年間延べ利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	34,100	32,923	31,914	31,532	31,562
B 確保の内容	38,400	36,000	36,000	36,000	36,000
B - A	4,300	3,077	4,086	4,468	4,438

■その他の一時預かり

単位(人)

年間延べ利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	30,898	30,685	30,625	30,538	30,587
B 確保の内容	28,100	30,500	32,900	32,900	32,900
保育園の一時保育	26,900	29,300	31,700	31,700	31,700
ファミリー・サポート・センター (病児・病後児を除く)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B - A	△2,798	△185	2,275	2,362	2,313

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、保育園に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

【提供体制の考え方】

公立1か所、私立2か所で開催しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	500	500	500	500	500
B 確保の内容	2,848	2,848	2,848	2,859	2,848
B - A	2,348	2,348	2,348	2,359	2,348

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

事業の周知を行い、会員の増加を図ります。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	4,810	4,820	4,830	4,840	4,850
B 確保の内容	4,810	4,820	4,830	4,840	4,850
B - A	0	0	0	0	0

⑧妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業

【提供体制の考え方】

愛知県内の医療機関において実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

妊婦健康診査 1回目の受診者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,654	1,658	1,662	1,666	1,670
B 確保の内容	1,654	1,658	1,662	1,666	1,670
受診率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑨乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

訪問乳児数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,453	1,456	1,459	1,462	1,464
B 確保の内容	1,453	1,456	1,459	1,462	1,464
訪問率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑩ 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業

【提供体制の考え方】

保健師や家庭児童相談員等が実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

保健師訪問世帯数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	770	770	770	770	770
B 確保の内容	770	770	770	770	770
訪問率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑪ 子育てサービス利用者支援事業

【事業内容】

子育て支援センター等において情報提供や、必要な相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業

【提供体制の考え方】

子育て支援センターでは子育てコンシェルジュが、子育て世代包括支援センター（妊娠・子育て応援室）では保健師が相談に対応しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（か所）

実施か所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	4	4	4	4	4
B 確保の内容	4	4	4	4	4
B-A	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付事業

【事業内容】

新制度に移行していない私立幼稚園を利用している子どものうち、第3子など一定の要件を満たす場合に副食費の補助を実施する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

実施か所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	35	35	35	35	35
B 確保の内容	35	35	35	35	35
B-A	0	0	0	0	0



3 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供

質の高い教育・保育を提供するためには人材確保が大切です。その対応として、潜在保育士の復帰支援研修の開催や、働きやすい職場づくりとして、育児休業、育児短時間勤務取得時の代替職員の配置を行い、保育士や保育教諭にかかる負担を軽減するなど、人材確保のための様々な取組みを行い、人材不足の解消に努めます。

また、適切な指導、評価等の実施を通じ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るとともに、教育・保育施設に対し、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じ運営改善を図るための必要な支援を行います。

さらに、保育士・保育教諭それぞれが園内研修や他園参観、カリキュラム等の情報共有、自己研鑽により、保育力の向上に努めるとともに、保育園・認定こども園が協同で専門性の向上を図っていけるような研修を計画し、実践できるような取組みを進めていきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

保育園・認定こども園等は、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、幼児期における教育・保育に関する総合的な取組みを推進します。また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもの成長に応じた子育て支援の充実や安心して子どもを生み育てることのできる子育て環境の整備を進めます。各事業における役割や特性を活かし、地域社会全体で子どもの健やかで豊かな育ちに向けた取組みを進めます。

また特別な支援が必要な子どもが、住み慣れた地域で教育・保育を受け、乳幼児期から本市で過ごすことができるよう、教育・保育の提供体制を確保します。

(3) 保育園・認定こども園と小学校、保健センター、医療機関、福祉部局等との連携

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、小学校における学習について、実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」により、小学校での学習に期待を高める時期でもあることから、幼児期の教育・保育が小学校教育に滑らかに移行できるような取組みが重要です。

本市の保育園・認定こども園は各小学校と隣接している場合が多く、懇談会や合同研修会の開催、保護者や地域との交流等、小学校区で交流しやすい条件が整っています。一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた連携の推進に努めます。

さらに、障害を持つ子どもや支援が必要な家庭など、子どもの個別の状況が子どもの成長に合わせて適切にケアできるよう、保育園・認定こども園と小学校の連携だけでなく、保健センターや医療機関、福祉部局等と緊密に連携を取り情報共有することで、子どもが自主的・主体的にのびのびと地域で暮らしていけるよう支援をしていきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の方策

子育てのための施設等利用給付に当たって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、円滑に実施していきます。

(1) 子育てのための施設等利用給付の方法について

保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園利用者の入園料、保育料および預かり保育料は年4回の給付、認可外保育施設等の利用者は毎月の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の請求について

子育てのための施設等利用給付の請求は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで、利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

(3) 愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、愛知県と連携し、必要に応じて施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給を図ります。



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

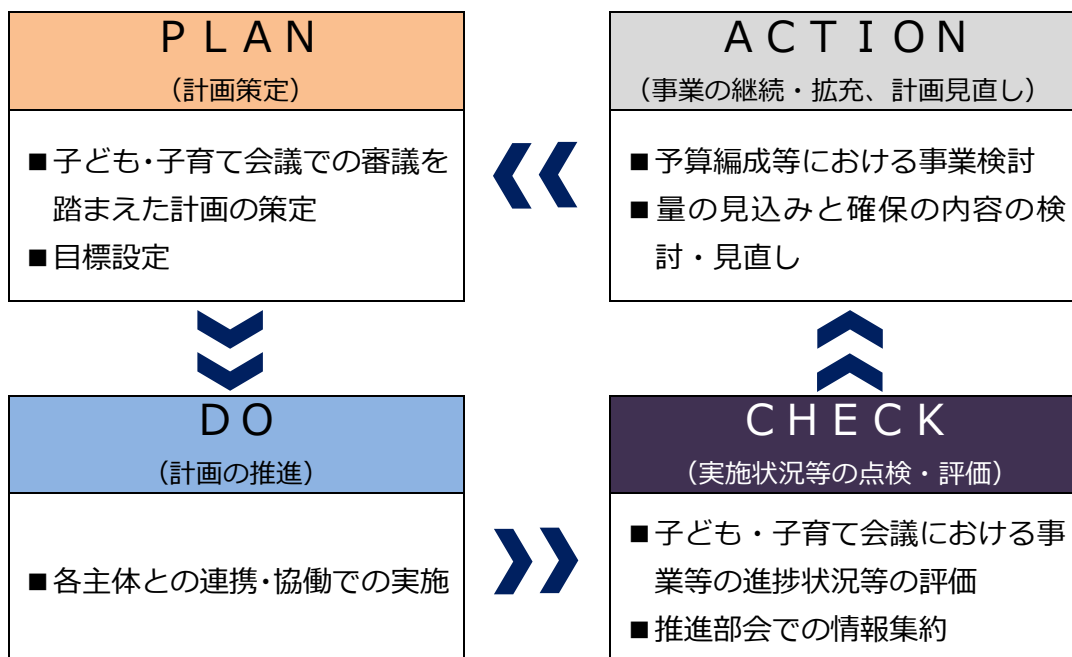
(1) 刈谷市子ども・子育て会議の開催

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「刈谷市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。

刈谷市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。

そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、刈谷市子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行うことや、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。



(2) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画推進部会の設置

計画の推進に当たっては、他の部門別計画等との整合性に配慮するとともに、庁内の関係部局で構成される「刈谷市子ども・子育て支援事業計画推進部会」を設置し、全庁的な体制で事業の推進を図ると同時に、関係する行政機関・団体とともに連携を図りながら取り組んでいきます。

また、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応するためには、市民やNPO、地域団体等と連携しながら、計画の推進に努めていきます。

（３）情報共有による計画の推進

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を深められるよう、家庭、地域、事業所、行政など社会全体で連携して支援していこうとするものです。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらう必要があり、市民だよりや刈谷市ホームページ等を通して計画の周知を図ります。

また、計画の進捗状況についても刈谷市ホームページ等を通して公表し、市民の理解、協力を得て推進していきます。

２ 家庭・地域・事業所等の役割

（１）家庭

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、子どもにとって大切な場所です。愛情を持って子育てをする中で、子どもの発達段階に応じて、様々な人と協力してその育ちを支え、経験を重ねていくことで親自身も成長できる場となることが求められます。同時に、子どもをひとりの人間として尊重し、守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を子どもが身につけていくことも必要です。

（２）地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、公園で遊ぶ子どもや登下校時の子どもを気づかたりすることは、地域の子どもの健全な成長につながります。市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守り、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

（３）事業所

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章における、目指すべき社会の姿である、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現に向けて、事業所とそこで働く人は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や風土の改革と合わせ、働き方の改革に自主的に取り組むことが期待されます。

（４）行政

本計画に位置づけられた施策を実施するとともに、様々な子育て活動の支援、関係機関や関係団体等のネットワークを構築し、地域性のある子育て支援を推進します。さらに多様化するニーズを市民意識調査等で適宜把握し、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。

また、計画の進捗状況を公表し進行管理を行うとともに、各事業においては、利用者の視点に立った点検・評価を行い、必要なものについては施策の見直し等を行います。

資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 4 月 9 日	刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置
6 月 28 日	平成 30 年度第 1 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況点検・評価について (2) 第 2 次刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (3) その他
7 月 26 日	平成 30 年度第 1 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況点検・評価について (2) 第 2 次刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (3) その他
11 月 9 日～30 日	刈谷市子ども・子育てに関する市民アンケート調査
平成 31 年 2 月 12 日	平成 30 年度第 2 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果等について (2) その他
3 月 15 日	平成 30 年度第 2 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書等について (2) その他
6 月 27 日	令和元年度第 1 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況点検・評価について (2) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (3) その他
7 月 24 日	令和元年度第 1 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について (3) その他
10 月 1 日	令和元年度第 2 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画素案について (2) その他
10 月 11 日	令和元年度第 2 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画素案について (2) その他
11 月 15 日～ 12 月 16 日	パブリックコメントの実施
1 月 9 日	令和元年度第 3 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) パブリックコメント手続制度に基づく意見募集の結果について (2) 計画書の最終案について (3) その他
1 月 21 日	第 3 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント手続制度に基づく意見募集の結果について (2) 計画書の最終案について (3) その他

2 刈谷市子ども・子育て会議

(1) 刈谷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日条例第 33 号

改正平成 28 年 12 月 22 日条例第 28 号

刈谷市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 77 条第 1 項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども及び子どもの保護者に対する支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、次世代育成部子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第44号を第45号とし、第43号の次に次の1号を加える。

(44) 子ども・子育て会議委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第44号」を「第2条第1項第45号」に改める。

附 則（平成28年12月22日条例第28号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

団体名・役職等	氏名	
	平成30年度	平成31年度
国立大学法人愛知教育大学 家族社会学・ジェンダー研究教授	◎山根 真理	◎山根 真理
保育園保護者代表	柳谷 幸司	藤原 麻衣
幼稚園保護者代表	森 峰行	神谷 慎吾
刈谷市立学校・幼稚園PTA連絡協議会 小学校代表	安井 源喜	碓井 雄太
社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会会長	杉浦 芳一	杉浦 芳一
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会 主任児童委員代表	桑 藤子	桑 藤子 ^{※1} 木村 和恵 ^{※2}
子育てネットワーク刈谷「エンゼル」代表	箕浦 ひろみ	箕浦 ひろみ
名古屋カトリック学園 暁星幼稚園園長	フィリップ マツテユ	フィリップ マツテユ
刈谷市立小中学校校長会代表	奥村 尚行	奥村 尚行
刈谷市保育協会代表	鈴木 康代	生駒 佳江
幼稚園園長会代表	石川 治代	石川 治代
愛知県衣浦東部保健所所長	丸山 晋二	木戸 美代子
愛知県刈谷児童相談センター長	塚本 有子	山村 孝幸
愛知県刈谷警察署生活安全課長	加藤 貞治	岡崎 正樹
トヨタグループ代表	株式会社デンソー 鈴木 雅司	アイシン精機株式会社 鳥見 直
市民公募委員	山田 益雄	山田 益雄
市民公募委員	瓜生 由美子	瓜生 由美子
刈谷市福祉健康部長	鈴木 克幸	宮田 俊哉
刈谷市次世代育成部長	宮田 俊哉	竹谷 憲人
刈谷市教育委員会教育部長	長谷川 文成	長谷川 文成

※1 任期：平成31年4月1日～令和元年11月30日

※2 任期：令和元年12月1日～令和2年3月31日

◎印は会長

3 用語解説

○いっばんじぎょうぬしこうどうけいかく一般事業主行動計画（47ページ）

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

○いりょうてき医療的ケア（33、52ページ）

たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為です。

○かふ寡婦（54ページ）

配偶者のいない女子であって、かつ配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人のことです。

○げんきよくせいがくしゅうしょう限局性学習症（学習障害：LD）（33ページ）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

○ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ合計特殊出生率（6ページ）

その年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値です。

○よういんほうコーホート要因法（4ページ）

ここでの「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを差し、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

○こそだ子育てコンシェルジュ（31、44、69ページ）

子育てサービス利用者支援事業の実施にあたり、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言を行う専門員のことをいいます。

○じへい自閉スペクトラム症（ASD）（33ページ）

人との相互的な意思疎通や状況に応じた適切な行動がとりにくい、特定の物事へのこだわりが強く柔軟な対応ができない、といった自閉症の特性を示す発達障害の総称です。

○スクールカウンセラー（57ページ）

学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言等を行う臨床心理士等です。

○^{ちゅういけつじょ たどうしやう}注意欠如・多動症（注意欠陥・多動性障害：ADHD）（33ページ）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

○^{にゅうじえん}乳児園（25、40、62、63ページ）

段階的に原則0～2歳児のみの受け入れに移行している保育園であり、令和5年4月から名称を「乳児園」にします。

○^{みんせいいいん じどういいん しゅにんじどういいん}民生委員・児童委員、主任児童委員（42ページ）

民生委員は、日常生活の相談に応じ、助言や援助を行います。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関する様々な事柄を把握し、児童健全育成のための活動を支援しています。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

○ユニバーサルデザイン（59ページ）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

第2期 刈谷市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行：刈谷市

編集：次世代育成部 子育て推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1061 FAX：0566-24-3481